



茨城県報

号外第 109 号

令和 5 年 (2023年) 12月28日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

●遊漁規則の認可 (漁政課) 1

告 報 示

茨城県告示第1438号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第170条第 1 項の規定に基づき申請があった遊漁規則の制定については、令和 5 年 12月13日付けで次のとおり認可したので、同法同条第 7 項の規定により公示する。

令和 5 年12月28日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

遊漁規則に係る 漁業権の免許番号	認可した者	
	漁業権者の名称	住所
茨内共第 2 号	常陸川漁業協同組合	神栖市日川3744番地
茨内共第 3 号	牛久沼漁業協同組合	牛久市南六丁目 6 番 3
茨内共第 4 号、第 5 号 及び第 6 号	鬼怒小貝漁業協同組合	筑西市女方107番地 3
茨内共第 4 号、第 5 号 及び第 6 号	関東漁業協同組合	常総市小山戸町383番地
茨内共第 4 号及び第 5 号	鬼怒利根漁業協同組合	常総市内守谷町1863番地
茨内共第 4 号	小貝川漁業協同組合	つくばみらい市東櫛戸240番地 1
茨内共第 9 号、第10号 及び第11号	新利根漁業協同組合	稲敷市江戸崎甲4368番地 5
茨内共第12号	桜川漁業協同組合	つくば市松塚470番地
茨内共第12号	霞ヶ浦漁業協同組合	行方市玉造甲1560番地 6
茨内共第13号	那珂川漁業協同組合	東茨城郡城里町石塚1684番地の 1
茨内共第13号	那珂川第一漁業協同組合	水戸市東大野32番地の 3
茨内共第14号	大湫沼漁業協同組合	東茨城郡茨城町下石崎1652番地
茨内共第15号	久慈川漁業協同組合	常陸大宮市塩原2356番地の 5
茨内共第17号	大北川漁業協同組合	北茨城市磯原町豊田406番地 1

常陸川漁業協同組合茨内共第 2 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、常陸川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する茨内共第 2 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、釣（手釣、竿釣をいい、リールを使用するものを含む。以下同じ。）、すくい網（たも網又はさで網等ですくい捕る網漁具をいう。以下同じ。）又は徒手採捕による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して行わなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、釣、すくい網又は徒手採捕による遊漁の場合には第 12 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 12 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 4 項または第 8 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
投網	網の目合いは 2.3 センチメートル以上
すくい網のうち たも網 さで網	直径 50 センチメートル以下 端口 50 センチメートル以下

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象としてイ欄に掲げる漁具漁法により行う遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 期間
全魚種	つり、すくい網、投網	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

2 前項に定める組合の指示する魚種及び期間は、組合事務所に掲示するものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、組合が放流した魚種については、放流の日から 2 週間以内で組合が定める期間及び区域内は遊漁をしてはならない。

4 組合は、放流した場合にはその都度、放流魚種、放流月日、遊漁禁止区域及び遊漁禁止期間を現場に公示するものとする

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種又は漁具漁法は、イ欄に掲げる区域内においては、それぞれウ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 魚種又は漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
つり すくい網 投網	(1) 利根川河口堰管理橋上流端及び下流のそれぞれ200メートルの区域 (2) 常陸川水門管理橋上流端から下流100メートルの区域 (3) 張網、建刺網、竹筒、す建、おだ、笠、笹浸等の定着性漁具の設置場所（漁場）であつて組合又は組合が認めた漁業経営者（漁具所有者）が標識を掲げた区域	1 月 1 日から12月31日まで

2 前項に定める組合の指示する区域及び期間は、組合事務所又は現場に表示するほか、組合のウェブサイト（広報紙）で公表するものとする。

（全長の制限）

第 6 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	15センチメートル

（釣又はすくい網の遊漁料の額及び納付方法）

第 7 条 釣又はすくい網によって遊漁を行う場合の遊漁料の額は、第 1 表のとおりとする。

第 1 表 釣又はすくい網の遊漁料

魚種	漁具・漁法	遊漁料（円）	
		当日券	年間券
全ての魚種	竿釣	600	6,000
	(竿 3 本以内の場合)	[200]	[1,500]
	手釣	600	6,000
	すくい網	[200]	[1,500]

[] 内は中学生及び肢体不自由者に適用する。ただし、本項の適用を受ける肢体不自由者にあつては、第 2 条の申請をする際に障害者手帳を提示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、未就学の幼児及び小学校児童に対する遊漁料並びに75歳以上の者に対する遊漁料は、無料とする。

3 第 1 項に定める釣りに係る遊漁料のうち釣り竿にあつては、同一人が同時に 4 本以上の竿を使用するときは、4 本目から 1 本につき200円の加算金を付加して徴収する。

4 遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200円の加算金を併納しなければならない。

第 2 表 遊漁料徴収場所

全ての魚種に関する遊漁料（雑魚券）
末尾の別表のとおり

5 第 1 項に定める遊漁料を納付した者は、あゆ、やまめ、いわな、以外の魚種については第 3 表に掲げる漁場の全部又は一部（ただし、さくらますについては茨内共第13号及び茨内共15号を除く）において遊漁を行うことができ

る。

- 6 組合は、自己の管理する漁場において、他の地区の組合が交付した遊漁承認証を所持している遊漁者に対して、その者が竿数 4 本以上使用しているときには、第 3 項に規定する加算金を課する。
- 7 第 1 項の規定にかかわらず、組合が開設する特設漁場で遊漁をしようとするときは、組合が知事の承認を得て定められた特殊遊漁料を納付しなければならない。

第 3 表 遊漁を行うことのできる漁場

漁業権番号	漁場
茨内共第 2 号	茨城県神栖市のうち高浜から太田に至る地先の利根川及び同市賀から太田に至る地先の常陸利根川 (詳細) 次の基点第 2 号とアとを結んだ線より上流の神栖市地先の利根川及び常陸利根川の区域における茨城県水面 基点第 2 号 茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点 ア 基点第 2 号から 240 度 55 分 (真方位) の線と利根川右岸との交点
茨内共第 3 号	茨城県内の谷田川 (牛久沼を含む。)、西谷田川及び稲荷川 (詳細) 茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川 (牛久沼を含む。)、西谷田川及び稲荷川の区域
茨内共第 4 号	茨城県内の小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流並びにそれらに連なる水路 (詳細) 次の基点第 4 号とアとを結んだ線から上流栃木県境までの小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流の区域並びに福岡堰土地改良区、岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する水路の区域。ただし、茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川を除く。 なお、茨城県常総市上蛇町及びつくば市大字上郷字仕出地先の小貝川廃川は、本区域に含まない。 基点第 4 号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の小貝川左岸に設置された国土交通省キロ杭 0.00 ア 基点第 4 号から 292 度 (真方位) の線と小貝川右岸との交点
茨内共第 5 号	茨城県内の鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流 (詳細) 次のアとイとを結んだ線から上流栃木県境までの鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流の区域 基点第 5 号 茨城県守谷市野木崎地先の鬼怒川左岸に設置された国土交通省キロ杭 96.0 ア 基点第 5 号から 212 度 (真方位) 距離 303 メートルの点 イ 基点第 5 号から 197 度 (真方位) 距離 213 メートルの点
茨内共第 6 号	茨城県内の飯沼川 (菅生沼を含む。)、東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川 (詳細) 飯沼川 (菅生沼を含む。) の区域における茨城県水面並びに東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川の区域

<p>茨内共第 9 号</p>	<p>茨城県内の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）並びに旧小貝川の廃川 （詳細）茨城県稲敷市地先の新利根川河口（同市上須田地先の新利根川口水閘門）から上流の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）の区域並びに旧小貝川の廃川の区域</p>
<p>茨内共第 10 号</p>	<p>茨城県内の小野川及び乙戸川並びにそれらの支流 （詳細）茨城県稲敷市地先の小野川河口（同市古渡地先の古渡橋下流端）から上流の小野川及び乙戸川その他の支流の区域</p>
<p>茨内共第 11 号</p>	<p>茨城県稲敷市六角、結佐及び西代地先の利根川 （詳細）次の基点第 15 号とイとを結ぶ線から下流の茨城県稲敷市地先の利根川の区域における茨城県水面 基点第 15 号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交点 イ 基点第 15 号から 352 度（真方位）の線と利根川左岸との交点</p>
<p>茨内共第 12 号</p>	<p>茨城県土浦市、つくば市、桜川市、筑西市地先の桜川及びその支流 （詳細）次の基点第 16 号と基点第 17 号とを結んだ線から上流の桜川及びその支流の区域並びにつくば市筑波土地改良区、つくば市松塚土地改良区、新治土地改良区及び桜川市土地改良区が管理する水路の区域 基点第 16 号 桜川河口（茨城県土浦市港町地先）左岸の国土交通省河川管理境界標識 基点第 17 号 桜川河口（茨城県土浦市河原町地先）右岸の国土交通省河川管理境界標識</p>
<p>茨内共第 13 号</p>	<p>茨城県内の那珂川及び緒川その他の那珂川の支流（涸沼川を除く。） （詳細）次の基点乙とアとを結んだ線から上流栃木県境までの那珂川及び緒川その他の支流の区域。ただし、基点第 10 号とイとを結んだ線から上流の涸沼川を除く。 基点乙 那珂湊漁港取付護岸に設置した標識 基点第 10 号 茨城県水戸市川又町の東端 ア 基点乙から 128 度（真方位）の線と対岸との交点 イ 基点第 10 号から 110 度（真方位）の線と対岸との交点</p>
<p>茨内共第 14 号</p>	<p>茨城県内の涸沼川（涸沼を含む。）及びその支流 （詳細）次の基点第 10 号とイとを結んだ線から上流の涸沼川（涸沼を含む。）及びその支流の区域 基点第 10 号 茨城県水戸市川又町の東端 イ 基点第 10 号から 110 度（真方位）の線と対岸との交点</p>
<p>茨内共第 15 号</p>	<p>茨城県内の久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに久慈川廃川並びに茂宮川及びその支流 （詳細）次の基点第 11 号と基点第 12 号とを結んだ線から上流福島県境までの久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに常陸太田市粟原地先の久慈川廃川の区域。ただし、竜神ダムより上流の竜神川を除く。 基点第 11 号 茨城県日立市留町地先の日立港南防波堤屈折部頂点 基点第 12 号 茨城県那珂郡東海村豊岡地先の久慈川導流堤突端</p>

茨内共第17号	<p>茨城県内の大北川及び花園川その他の大北川の支流並びにそれらに連なる水路 (詳細) 次のアとイとを結んだ線から上流の大北川及び花園川その他の支流並びにそれらに連なる水路の区域。ただし、次の基点第14号の1から191度48分36秒(真方位)の線と基点第14号の2から191度48分36秒(真方位)の線との間の大北川の区域を除く。</p> <p>基点第14号 茨城県北茨城市磯原町磯原地先の天妃山に設置された三等三角点 基点第14号の1 茨城県高萩市大字横川1521番地4に設置した標柱 基点第14号の2 茨城県高萩市大字横川1534番地3に設置した標柱 ア 基点第14号から285度(真方位)49.7メートルの点 イ 基点第14号から267度(真方位)57.0メートルの点</p>
---------	---

(その他の場合の遊漁料の額及び納付方法)

第8条 釣又はすくい網以外の方法によって遊漁を行う場合の遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料(円)	
		当日券	年間券
全魚種	投網	500	3,000

2 遊漁料は、組合事務所に納付するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(第7条第1項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、第7条第4項又は前条第2項に規定する場所若しくは漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、大声、喚声、投石、水中のかくはん等漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告のために行う採捕数量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示及び第7条に規定する遊漁料及び加算金の徴収を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者

(違反者に対する措置)

第12条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

牛久沼漁業協同組合茨内共第 3 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、牛久沼漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する茨内共第 3 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、えび、もろこ、たなご及びもつごをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、釣（手釣、竿釣をいい、リールを使用するものを含む。以下同じ。）すくい網（たも網又はさで網ですくい捕る網漁具をいう。以下同じ。）又は徒手採捕による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して行わなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、釣、すくい網又は徒手採捕による遊漁の場合には第 11 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 11 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 4 項又は第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。ただし、同一人が同一漁場区域内でできる漁法は 1 漁法とする。

漁 具 漁 法	規 模
すくい網のうち	
たも網	直径 50 センチメートル以下とする。
さで網	端口 50 センチメートル以下とする。
四つ手網	網の 1 辺が 1 メートル以下とする。 同一人が同一漁場区域内で使用できる数は 5 網以内とする。
網たる	同一人が同一漁場区域内で使用できる数は 30 個以内とする。
ビンダル	ビンダル 1 個の体積は 12 リットル以下とする。 同一人が同一漁場区域内で使用できる数は 10 個以内とする。
かご	かごの大きさは縦横 30 センチメートル、長さ 50 センチメートル以下とする。 同一人が同一漁場区域内で使用できる数は 30 かご以内とする。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象としてイ欄に掲げる漁具漁法により行う遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 期間
全ての魚種	四つ手網 網たる ビンダル かご	10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める組合の指示する魚種及び期間は、組合事務所に掲示するものとする
(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種又は漁具漁法は、イ欄に掲げる区域内において、それぞれウ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 魚種又は漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
引っ掛け釣り	龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川 往還橋下流端から上流の谷田川（牛久沼を含む。）西谷田川及び稲荷川の区域	1月1日から12月31日まで

2 前項に定める組合の指示する区域及び期間は、組合事務所又は現場に表示するほか、組合のウェブサイト（広報紙）で公表するものとする。

(釣又はすくい網の遊漁料の額及び納付方法)

第 6 条 釣又はすくい網によって遊漁を行う場合の遊漁料の額は、第 1 表のとおりとする。

第 1 表 釣又はすくい網の遊漁料

魚種	漁具・漁法	遊漁料 (円)	
		当日券	年間券
全ての魚種	竿釣 (竿の数 3 本以内の場合)	600 [200]	6,000 [1,500]
	手釣、すくい網		
備考 [] 内は、中学生徒及び肢体不自由者に適用する。ただし、本項の適用を受ける肢体不自由者にあつては、第 2 条の申請をする際に障害者手帳を提示しなければならない。			

- 2 前項の規定にかかわらず、未就学の幼児及び小学校児童に対する遊漁料並びに75歳以上の者に対する遊漁料は、無料とする。
- 3 第 1 項に定める釣りに係る遊漁料のうち釣り竿にあつては、同一人が同時に 4 本以上の竿を使用するときは、4 本目から 1 本につき 200 円の加算金を付加して徴収する。
- 4 遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対してしなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200 円の加算金を併納しなければならない。

第 2 表 遊漁料徴収場所

全ての魚種に関する遊漁料 (雑魚券)
末尾の別表のとおり

5 第 1 項に定める遊漁料を納付した者は、あゆ、やまめ、いわな以外の魚種については第 3 表に掲げる漁場の全部又は一部（ただし、さくらますについては茨内共第 13 号及び茨内共第 15 号を除く）において遊漁を行うことができる。

- 6 組合は、自己の管理する漁場において、他の地区の組合が交付した遊漁承認証を所持している遊漁者に対して、その者が竿数 4 本以上使用しているときには、第 3 項に規定する加算金を課する。
- 7 第 1 項の規定にかかわらず、組合が開設する特設漁場で遊漁をしようとするときは、組合が知事の承認を得て定めた特殊遊漁料を納付しなければならない。

第 3 表 遊漁を行うことのできる漁場

漁業権番号	漁場
茨内共第 2 号	茨城県神栖市のうち高浜から太田に至る地先の利根川及び同市賀から太田に至る地先の常陸利根川 (詳細) 次の基点第 2 号とアとを結んだ線より上流の神栖市地先の利根川及び常陸利根川の区域における茨城県水面 基点第 2 号 茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点 ア 基点第 2 号から 240 度 55 分 (真方位) の線と利根川右岸との交点
茨内共第 3 号	茨城県内の谷田川 (牛久沼を含む。)、西谷田川及び稲荷川 (詳細) 茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川 (牛久沼を含む。)、西谷田川及び稲荷川の区域
茨内共第 4 号	茨城県内の小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流並びにそれらに連なる水路 (詳細) 次の基点第 4 号とアとを結んだ線から上流栃木県境までの小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流の区域並びに福岡堰土地改良区、岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する水路の区域。ただし、茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川を除く。 なお、茨城県常総市上蛇町及びつくば市大字上郷字仕出地先の小貝川廃川は、本区域に含まない。 基点第 4 号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の小貝川左岸に設置された国土交通省キロ杭 0.00 ア 基点第 4 号から 292 度 (真方位) の線と小貝川右岸との交点
茨内共第 5 号	茨城県内の鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流 (詳細) 次のアとイとを結んだ線から上流栃木県境までの鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流の区域 基点第 5 号 茨城県守谷市野木崎地先の鬼怒川左岸に設置された国土交通省キロ杭 96.0 ア 基点第 5 号から 212 度 (真方位) 距離 303 メートルの点 イ 基点第 5 号から 197 度 (真方位) 距離 213 メートルの点
茨内共第 6 号	茨城県内の飯沼川 (菅生沼を含む。)、東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川 (詳細) 飯沼川 (菅生沼を含む。) の区域における茨城県水面並びに東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川の区域

<p>茨内共第 9 号</p>	<p>茨城県内の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）並びに旧小貝川の廃川 （詳細）茨城県稲敷市地先の新利根川河口（同市上須田地先の新利根川口水閘門）から上流の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）の区域並びに旧小貝川の廃川の区域</p>
<p>茨内共第10号</p>	<p>茨城県内の小野川及び乙戸川並びにそれらの支流 （詳細）茨城県稲敷市地先の小野川河口（同市古渡地先の古渡橋下流端）から上流の小野川及び乙戸川その他の支流の区域</p>
<p>茨内共第11号</p>	<p>茨城県稲敷市六角、結佐及び西代地先の利根川 （詳細）次の基点第15号とイとを結ぶ線から下流の茨城県稲敷市地先の利根川の区域における茨城県水面 基点第15号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交点 イ 基点第15号から352度（真方位）の線と利根川左岸との交点</p>
<p>茨内共第12号</p>	<p>茨城県土浦市、つくば市、桜川市、筑西市地先の桜川及びその支流 （詳細）次の基点第16号と基点第17号とを結んだ線から上流の桜川及びその支流の区域並びにつくば市筑波土地改良区、つくば市松塚土地改良区、新治土地改良区及び桜川市土地改良区が管理する水路の区域 基点第16号 桜川河口（茨城県土浦市港町地先）左岸の国土交通省河川管理境界標識 基点第17号 桜川河口（茨城県土浦市河原町地先）右岸の国土交通省河川管理境界標識</p>
<p>茨内共第13号</p>	<p>茨城県内の那珂川及び緒川その他の那珂川の支流（涸沼川を除く。） （詳細）次の基点乙とアとを結んだ線から上流栃木県境までの那珂川及び緒川その他の支流の区域。ただし、基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川を除く。 基点乙 那珂湊漁港取付護岸に設置した標識 基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端 ア 基点乙から128度（真方位）の線と対岸との交点 イ 基点第10号から110度（真方位）の線と対岸との交点</p>
<p>茨内共第14号</p>	<p>茨城県内の涸沼川（涸沼を含む。）及びその支流 （詳細）次の基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川（涸沼を含む。）及びその支流の区域 基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端 イ 基点第10号から110度（真方位）の線と対岸との交点</p>
<p>茨内共第15号</p>	<p>茨城県内の久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに久慈川廃川並びに茂宮川及びその支流 （詳細）次の基点第11号と基点第12号とを結んだ線から上流福島県境までの久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに常陸太田市粟原地先の久慈川廃川の区域。ただし、竜神ダムより上流の竜神川を除く。 基点第11号 茨城県日立市留町地先の日立港南防波堤屈折部頂点 基点第12号 茨城県那珂郡東海村豊岡地先の久慈川導流堤突端</p>

茨内共第17号	<p>茨城県内の大北川及び花園川その他の大北川の支流並びにそれらに連なる水路 (詳細) 次のアとイとを結んだ線から上流の大北川及び花園川その他の支流並びにそれらに連なる水路の区域。ただし、次の基点第14号の1から191度48分36秒(真方位)の線と基点第14号の2から191度48分36秒(真方位)の線との間の大北川の区域を除く。</p> <p>基点第14号 茨城県北茨城市磯原町磯原地先の天妃山に設置された三等三角点 基点第14号の1 茨城県高萩市大字横川1521番地4に設置した標柱 基点第14号の2 茨城県高萩市大字横川1534番地3に設置した標柱 ア 基点第14号から285度(真方位)49.7メートルの点 イ 基点第14号から267度(真方位)57.0メートルの点</p>
---------	---

(その他の場合の遊漁料の額及び納付方法)

第7条 釣又はすくい網以外の方法によって遊漁を行う場合の遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料(円)	
		当日券	年間券
全ての魚種	四つ手網	600	6,000
	網たる	600	6,000
	ビンダル	600	6,000
	かご	600	6,000

2 遊漁料は、組合事務所に納付するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、第6条第4項又は前条第2項に規定する場所若しくは漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、大声、喚声、投石、水中のかくはん等漁業者及び他の遊

漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第 10 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示及び第 6 条に規定する遊漁料及び加算金の徴収を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

鬼怒小貝漁業協同組合茨内共第 4、5、6 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、鬼怒小貝漁業協同組合 (以下「組合」という。) の有する茨内共第 4、5、6 号第 5 種共同漁業権に係る漁場 (以下単に「漁場」という。) 区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物 (こい、ふな、うなぎ、もつご、うぐい、にごい、どじょう、なまず、あゆ及びおいかわをいう。ただし、茨内共第 4 号漁業権漁場は、こい、ふな、うなぎ、もつご、どじょう及びなまず、茨内共第 6 号漁業権漁場は、こい、ふな、うなぎ、もつご及びどじょうに限る。以下同じ。) の採捕 (以下「遊漁」という。) についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、釣 (手釣、竿釣をいい、リールを使用するものを含む。以下同じ。)、すくい網 (たも網又はさで網等ですくい捕る網漁具をいう。以下同じ。) 又は、徒手採捕による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して行わなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、釣、すくい網又は徒手採捕による遊漁の場合には第 12 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者 (第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。) の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 12 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 4 項又は第 8 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
釣のうち引掛釣 (ころがし)	釣針の大きさ 10号 (2.5センチメートル) 未満
投網	網の目合 1.2センチメートル以上
すくい網のうち たも網 さで網	直径50センチメートル以下 端口50センチメートル以下
竿釣	あゆを対象とする場合、竿の数は 1 本に限る。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象としてイ欄に掲げる漁具漁法により行う遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 期間
あゆ	竿釣	6月1日から12月31日まで
あゆ	投網	6月6日から12月31日まで
うぐい	瀬場 (投網)	3月15日から5月25日まで

2 前項に定める組合の指示する魚種及び期間は、組合事務所に掲示する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、組合が放流した魚種については、放流の日から 2 週間以内で組合が定める期間及び区域内は遊漁をしてはならない。

4 組合は、放流した場合にはその都度、放流魚種、放流月日、遊漁禁止区域及び遊漁禁止期間を現場に公示するものとする。

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種又は漁具漁法は、イ欄に掲げる区域内においては、それぞれウ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 魚種又は漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
全魚種	(1) 鬼怒川本流鎌庭堰魚道の全域	1 月 1 日から 12 月 31 日
	(2) 下妻地先鎌庭堰上流端から 100 メートル及び下流 200 メートルの区域	9 月 15 日から 12 月 30 日
	(3) 鬼怒川さけ建網特別採捕場上流 100 メートル及び下流 200 メートルの区域	9 月 15 日から 12 月 30 日
引掛釣	下妻地先鎌庭堰下流 300 メートル地点から栃木県境までの鬼怒川	11 月 1 日から翌年 5 月 31 日
毛針釣	鬼怒川、小貝川及びその支流	3 月 1 日から 5 月 31 日まで
投 網	筑西市勤行川大橋上流端から高島橋上流端に至る区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
火光利用やす	常総市玉台橋から上流栃木県境までの鬼怒川	9 月 15 日から 12 月 25 日まで

2 前項に定める組合の指示する区域及び期間は、組合事務所又は現場に表示するほか、組合のウェブサイト（広報紙）で公表するものとする。

(全長の制限)

第 6 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	15 センチメートル
うなぎ	23 センチメートル

(釣又はすくい網の遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 釣又はすくい網によって遊漁を行う場合の遊漁料の額は、第 1 表のとおりとする。

第 1 表 釣又はすくい網の遊漁料

魚種	漁具・漁法	遊漁料 (円)	
		当日券	年間券
あゆ	竿釣 (竿の数は 1 本に限る)	1,300 [400]	6,000 [2,000]
	手釣、すくい網	1,300 [400]	6,000 [2,000]
あゆ以外の魚種	竿釣 (竿の数 3 本以内の場合)	600 [200]	6,000 [1,500]
	手釣、すくい網	600 [200]	6,000 [1,500]

備考 [] 内は、中学生及び肢体不自由者に適用する。ただし、本項の適用を受ける肢体不自由者に対しては、第 2 条の申請をする際に障害者手帳を提示しなければならない。

- 前項の定にかかわらず、未就学の幼児及び小学校児童に対する遊漁料並びに 75 歳以上の者に対するあゆ以外の魚種に係る遊漁料は、無料とする。
- 第 1 項に定める釣りに係る遊漁料 (あゆ以外の魚種) のうち釣り竿にあっては、同一人が同時に 4 本以上の竿を使用するときは、4 本目から 1 本につき 200 円の加算金を付加して徴収する。
- 遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対してしなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200 円の加算金を併納しなければならない。

第 2 表 遊漁料徴収場所

あゆに関する遊漁料	
事務所等名称	住 所
(1) 鬼怒小貝漁業協同組合事務所	筑西市女方 107-3
あゆ以外に関する遊漁料 (雑魚券)	
末尾の別表のとおり	

- 第 1 項に定める遊漁料を納付した者は、あゆについては、第 3 表に掲げる漁場のうち組合が管理する茨内共第 5 号共同漁業権漁場の全部又は一部において、あゆ、やまめ、いわな以外の魚種については第 3 表に掲げる漁場の全部又は一部 (ただし、さくらますについては茨内共第 13 号及び茨内共第 15 号を除く) において遊漁を行うことができる。
- 組合は、自己の管理する漁場において、他の地区の組合が交付した遊漁承認証を所持している遊漁者に対して、その者が竿数 4 本以上使用しているときには、第 3 項に規定する加算金を課する。
- 第 1 項の規定にかかわらず、組合が開設する特設漁場で遊漁をしようとするときは、組合が知事の承認を得て定められた特殊遊漁料を納付しなければならない。

第 3 表 遊漁を行うことのできる漁場

漁業権番号	漁場
茨内共第 2 号	<p>茨城県神栖市のうち高浜から太田に至る地先の利根川及び同市賀から太田に至る地先の常陸利根川</p> <p>(詳細) 次の基点第 2 号とアとを結んだ線より上流の神栖市地先の利根川及び常陸利根川の区域における茨城県水面</p> <p>基点第 2 号 茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点</p> <p>ア 基点第 2 号から 240 度 55 分（真方位）の線と利根川右岸との交点</p>
茨内共第 3 号	<p>茨城県内の谷田川（牛久沼を含む。）、西谷田川及び稲荷川</p> <p>(詳細) 茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川（牛久沼を含む。）、西谷田川及び稲荷川の区域</p>
茨内共第 4 号	<p>茨城県内の小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流並びにそれらに連なる水路</p> <p>(詳細) 次の基点第 4 号とアとを結んだ線から上流栃木県境までの小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流の区域並びに福岡堰土地改良区、岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する水路の区域。ただし、茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川を除く。</p> <p>なお、茨城県常総市上蛇町及びつくば市大字上郷字仕出地先の小貝川廃川は、本区域に含まない。</p> <p>基点第 4 号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の小貝川左岸に設置された国土交通省キロ杭 0.00</p> <p>ア 基点第 4 号から 292 度（真方位）の線と小貝川右岸との交点</p>
茨内共第 5 号	<p>茨城県内の鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流</p> <p>(詳細) 次のアとイとを結んだ線から上流栃木県境までの鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流の区域</p> <p>基点第 5 号 茨城県守谷市野木崎地先の鬼怒川左岸に設置された国土交通省キロ杭 96.0</p> <p>ア 基点第 5 号から 212 度（真方位）距離 303 メートルの点</p> <p>イ 基点第 5 号から 197 度（真方位）距離 213 メートルの点</p>
茨内共第 6 号	<p>茨城県内の飯沼川（菅生沼を含む。）、東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川</p> <p>(詳細) 飯沼川（菅生沼を含む。）の区域における茨城県水面並びに東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川の区域</p>
茨内共第 9 号	<p>茨城県内の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）並びに旧小貝川の廃川</p> <p>(詳細) 茨城県稲敷市地先の新利根川河口（同市上須田地先の新利根川河口水閘門）から上流の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）の区域並びに旧小貝川の廃川の区域</p>

茨内共第10号	茨城県内の小野川及び乙戸川並びにそれらの支流 (詳細) 茨城県稲敷市地先の小野川河口 (同市古渡地先の古渡橋下流端) から上流の小野川及び乙戸川その他の支流の区域
茨内共第11号	茨城県稲敷市六角、結佐及び西代地先の利根川 (詳細) 次の基点第15号とイとを結ぶ線から下流の茨城県稲敷市地先の利根川の区域における茨城県水面 基点第15号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交点 イ 基点第15号から352度 (真方位) の線と利根川左岸との交点
茨内共第12号	茨城県土浦市、つくば市、桜川市、筑西市地先の桜川及びその支流 (詳細) 次の基点第16号と基点第17号とを結んだ線から上流の桜川及びその支流の区域並びにつくば市筑波土地改良区、つくば市松塚土地改良区、新治土地改良区及び桜川市土地改良区が管理する水路の区域 基点第16号 桜川河口 (茨城県土浦市港町地先) 左岸の国土交通省河川管理境界標識 基点第17号 桜川河口 (茨城県土浦市河原町地先) 右岸の国土交通省河川管理境界標識
茨内共第13号	茨城県内の那珂川及び緒川その他の那珂川の支流 (涸沼川を除く。) (詳細) 次の基点乙とアとを結んだ線から上流栃木県境までの那珂川及び緒川その他の支流の区域。ただし、基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川を除く。 基点乙 那珂湊漁港取付護岸に設置した標識 基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端 ア 基点乙から128度 (真方位) の線と対岸との交点 イ 基点第10号から110度 (真方位) の線と対岸との交点
茨内共第14号	茨城県内の涸沼川 (涸沼を含む。) 及びその支流 (詳細) 次の基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川 (涸沼を含む。) 及びその支流の区域 基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端 イ 基点第10号から110度 (真方位) の線と対岸との交点
茨内共第15号	茨城県内の久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに久慈川廃川並びに茂宮川及びその支流 (詳細) 次の基点第11号と基点第12号とを結んだ線から上流福島県境までの久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに常陸太田市粟原地先の久慈川廃川の区域。ただし、竜神ダムより上流の竜神川を除く。 基点第11号 茨城県日立市留町地先の日立港南防波堤屈折部頂点 基点第12号 茨城県那珂郡東海村豊岡地先の久慈川導流堤突端

茨内共第17号	<p>茨城県内の大北川及び花園川その他の大北川の支流並びにそれらに連なる水路 （詳細）次のアとイとを結んだ線から上流の大北川及び花園川その他の支流並びにそれらに連なる水路の区域。ただし、次の基点第14号の1から191度48分36秒（真方位）の線と基点第14号の2から191度48分36秒（真方位）の線との間の大北川の区域を除く。</p> <p>基点第14号 茨城県北茨城市磯原町磯原地先の天妃山に設置された三等三角点 基点第14号の1 茨城県高萩市大字横川1521番地4に設置した標柱 基点第14号の2 茨城県高萩市大字横川1534番地3に設置した標柱 ア 基点第14号から285度（真方位）49.7メートルの点 イ 基点第14号から267度（真方位）57.0メートルの点</p>
---------	---

（その他の場合の遊漁料の額及び納付方法）

第8条 釣又はすくい網以外の方法によって遊漁を行う場合の遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料（円）	
		当日券	年間券
あゆ	投網	2,000 [1,000]	10,000 [5,000]
あゆ以外の魚種	投網	2,000 [1,000]	10,000 [5,000]
うぐい	投網	2,000 [1,000]	10,000 [5,000]
うなぎ	竹筒	1,000 [500]	6,000 [3,000]
うなぎ	置針	1,000 [500]	5,000 [2,500]
どじょう	釜	1,000 [500]	10,000 [5,000]
うなぎ	たる	1,500 [750]	15,000 [7,500]
なまず	置針	1,000 [500]	5,000 [2,500]

備考 [] 内は、中学生及び肢体不自由者に適用する。ただし、本項の適用を受ける肢体不自由者にあつては、第2条の申請をする際に障害者手帳を提示しなければならない。

2 遊漁料は、組合事務所に納付するものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第7条第1項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、第7条第4項又は前条第2項に規定する場所若しくは漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、大声、喚声、投石、水中のかくはん等漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示及び第7条に規定する遊漁料及び加算金の徴収を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

関東漁業協同組合茨内共第 4、5、6 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、関東漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する茨内共第 4、5、6 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな、うなぎ、もつご、うぐい、にごい、どじょう、なまず、あゆ（投網に限る）及びおいかわをいう。ただし、茨内共第 4 号漁業権漁場は、こい、ふな、うなぎ、もつご、どじょう及びなまず、茨内共第 6 号漁業権漁場は、こい、ふな、うなぎ、もつご及びどじょうに限る。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、釣（手釣、竿釣をいい、リールを使用するものを含む。以下同じ。）、すくい網（たも網又はさで網等ですくい捕る網漁具をいう。以下同じ。）又は徒手採捕による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して行わなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、釣、すくい網又は徒手採捕による遊漁の場合には第 12 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 12 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 4 項又は第 8 条第 1 項の遊漁料を同項第 2 項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
釣のうち引掛釣（ころがし）	釣針の大きさ 10 号（2.5 センチメートル）未満とする。
投網	網の目合は 1.2 センチメートル以上とする。
すくい網のうち	
たも網	直径 50 センチメートル以下とする。
さで網	端口 50 センチメートル以下とする。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象としてイ欄に掲げる漁具漁法により行う遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 期間
あゆ	投網	6 月 6 日から 12 月 31 日まで

2 前項に定める組合の指示する魚種及び期間は、組合事務所及び組合が委託する釣具店に掲示するほか、遊漁禁止期間を現場に公示するものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、組合が放流した魚種については、放流の日から 2 週間以内で組合が定める期間及び区域内は遊漁をしてはならない。

4 組合は、放流した場合にはその都度、放流魚種、放流月日、遊漁禁止区域及び遊漁禁止期間を現場に公示するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種又は漁具漁法は、イ欄に掲げる区域内においては、それぞれウ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 魚種又は漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
全魚種	(1) 鬼怒川本流鎌庭堰魚道の全域 (2) 下妻市鎌庭地先鎌庭堰上流端から100メートル及び下流200メートルの区域 (3) 鬼怒川さけ建網特別採捕場上流100メートル及び下流200メートルの区域	1月1日から12月31日まで 9月15日から12月30日まで 9月15日から12月30日まで
引掛釣	下妻市鎌庭地先鎌庭堰から栃木県境までの鬼怒川	11月1日から翌年5月31日まで
毛針釣	鬼怒川、小貝川及びその支流	3月1日から5月31日まで
投網	筑西市勤行大橋上流端から上流高島橋上流端に至る区域	1月1日から12月31日まで
火光利用やす	常総市玉台橋から上流栃木県境までの鬼怒川	9月15日から12月25日まで

2 前項に定める組合の指示する区域及び期間は、組合事務所又は現場に表示するものとする。

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	15センチメートル
うなぎ	23センチメートル

(釣又はすくい網の遊漁料の額及び納付方法)

第7条 釣又はすくい網によって遊漁を行う場合の遊漁料の額は、第1表のとおりとする。

第1表 釣又はすくい網の遊漁料

魚種	漁具・漁法	遊漁料 (円)	
		当日券	年間券
あゆ以外の魚種	竿釣 (竿の数3本以内の場合)	600 [200]	6,000 [1,500]
	手釣、すくい網	600 [200]	6,000 [1,500]
備考 []内は、中学生及び肢体不自由者に適用する。ただし、本項の適用を受ける肢体不自由者については、第2条の申請をする際に障害者手帳を提示しなければならない。			

2 前項の規定にかかわらず、未就学の幼児及び小学校児童に対する遊漁料並びに75歳以上の者に対するあゆ以外の魚種に係る遊漁料は、無料とする。

3 第1項に定める釣りに係る遊漁料のうち釣り竿にあっては、同一人が同時に4本以上の竿を使用するときは、4本目から1本につき200円の加算金を付加して徴収する。

4 遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対してしなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200 円の加算金を併納しなければならない。

第 2 表 遊漁料徴収場所

あゆ以外に関する遊漁料 (雑魚券)
末尾の別表の通り

5 第 1 項に定める遊漁料を納付した者は、あゆ、やまめ、いわな以外の魚種については、第 3 表に掲げる漁場の全部又は一部 (ただし、さくらますについては、茨内共第 13 号及び茨内共第 15 号を除く。) において遊漁を行うことができる。

6 組合は、自己の管理する漁場において、他の組合が交付した遊漁承認証を所持している遊漁者に対して、その者が竿数 4 本以上使用しているときには、第 3 項に規定する加算金を課する。

7 第 1 項の規定にかかわらず、組合が開設する特設漁場で遊漁をしようとするときは、組合が知事の承認を得て定められた特殊遊漁料を納付しなければならない。

第 3 表 遊漁を行うことのできる漁場

漁業権番号	漁場
茨内共第 2 号	茨城県神栖市のうち高浜から太田に至る地先の利根川及び同市賀から太田に至る地先の常陸利根川 (詳細) 次の基点第 2 号とアとを結んだ線より上流の神栖市地先の利根川及び常陸利根川の区域における茨城県水面 基点第 2 号 茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点 ア 基点第 2 号から 240 度 55 分 (真方位) の線と利根川右岸との交点
茨内共第 3 号	茨城県内の谷田川 (牛久沼を含む。)、西谷田川及び稲荷川 (詳細) 茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川 (牛久沼を含む。)、西谷田川及び稲荷川の区域
茨内共第 4 号	茨城県内の小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流並びにそれらに連なる水路 (詳細) 次の基点第 4 号とアとを結んだ線から上流栃木県境までの小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流の区域並びに福岡堰土地改良区、岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する水路の区域。ただし、茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川を除く。 なお、茨城県常総市上蛇町及びつくば市大字上郷字仕出地先の小貝川廃川は、本区域に含まない。 基点第 4 号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の小貝川左岸に設置された国土交通省キロ杭 0.00 ア 基点第 4 号から 292 度 (真方位) の線と小貝川右岸との交点

茨内共第 5 号	<p>茨城県内の鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流 (詳細) 次のアとイとを結んだ線から上流栃木県境までの鬼怒川及び田川、山川、北台川 その他の鬼怒川の支流の区域</p> <p>基点第 5 号 茨城県守谷市野木崎地先の鬼怒川左岸に設置された国土交通省キロ 杭96.0</p> <p>ア 基点第 5 号から212度 (真方位) 距離303メートルの点 イ 基点第 5 号から197度 (真方位) 距離213メートルの点</p>
茨内共第 6 号	<p>茨城県内の飯沼川 (菅生沼を含む。)、東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川 (詳細) 飯沼川 (菅生沼を含む。) の区域における茨城県水面並びに東仁連川、西仁連川、 横仁連川及び江川の区域</p>
茨内共第 9 号	<p>茨城県内の新利根川及びその支流 (破竹川及び大正堀川に限る。) 並びに旧小貝川の廃川 (詳細) 茨城県稲敷市地先の新利根川河口 (同市上須田地先の新利根川口水閘門) から上 流の新利根川及びその支流 (破竹川及び大正堀川に限る。) の区域並びに旧小貝川 の廃川の区域</p>
茨内共第10号	<p>茨城県内の小野川及び乙戸川並びにそれらの支流 (詳細) 茨城県稲敷市地先の小野川河口 (同市古渡地先の古渡橋下流端) から上流の小野 川及び乙戸川その他の支流の区域</p>
茨内共第11号	<p>茨城県稲敷市六角、結佐及び西代地先の利根川 (詳細) 次の基点第15号とイとを結ぶ線から下流の茨城県稲敷市地先の利根川の区域にお ける茨城県水面</p> <p>基点第15号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交点 イ 基点第15号から352度 (真方位) の線と利根川左岸との交点</p>
茨内共第12号	<p>茨城県土浦市、つくば市、桜川市、筑西市地先の桜川及びその支流 (詳細) 次の基点第16号と基点第17号とを結んだ線から上流の桜川及びその支流の区域並 びにつくば市筑波土地改良区、つくば市松塚土地改良区、新治土地改良区及び桜川 市土地改良区が管理する水路の区域</p> <p>基点第16号 桜川河口 (茨城県土浦市港町地先) 左岸の国土交通省河川管理境界 標識</p> <p>基点第17号 桜川河口 (茨城県土浦市河原町地先) 右岸の国土交通省河川管理境 界標識</p>
茨内共第13号	<p>茨城県内の那珂川及び緒川その他の那珂川の支流 (涸沼川を除く。) (詳細) 次の基点乙とアとを結んだ線から上流栃木県境までの那珂川及び緒川その他の支 流の区域。ただし、基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川を除く。</p> <p>基点乙 那珂湊漁港取付護岸に設置した標識</p> <p>基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端</p> <p>ア 基点乙から128度 (真方位) の線と対岸との交点 イ 基点第10号から110度 (真方位) の線と対岸との交点</p>

<p>茨内共第14号</p>	<p>茨城県内の潤沼川（潤沼を含む。）及びその支流 （詳細）次の基点第10号とイとを結んだ線から上流の潤沼川（潤沼を含む。）及びその支流の区域 基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端 イ 基点第10号から110度（真方位）の線と対岸との交点</p>
<p>茨内共第15号</p>	<p>茨城県内の久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに久慈川廃川並びに茂宮川及びその支流 （詳細）次の基点第11号と基点第12号とを結んだ線から上流福島県境までの久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに常陸太田市粟原地先の久慈川廃川の区域。ただし、竜神ダムより上流の竜神川を除く。 基点第11号 茨城県日立市留町地先の日立港南防波堤屈折部頂点 基点第12号 茨城県那珂郡東海村豊岡地先の久慈川導流堤突端</p>
<p>茨内共第17号</p>	<p>茨城県内の大北川及び花園川その他の大北川の支流並びにそれらに連なる水路 （詳細）次のアとイとを結んだ線から上流の大北川及び花園川その他の支流並びにそれらに連なる水路の区域。ただし、次の基点第14号の1から191度48分36秒（真方位）の線と基点第14号の2から191度48分36秒（真方位）の線との間の大北川の区域を除く。 基点第14号 茨城県北茨城市磯原町磯原地先の天妃山に設置された三等三角点 基点第14号の1 茨城県高萩市大字横川1521番地4に設置した標柱 基点第14号の2 茨城県高萩市大字横川1534番地3に設置した標柱 ア 基点第14号から285度（真方位）49.7メートルの点 イ 基点第14号から267度（真方位）57.0メートルの点</p>

（その他の場合の遊漁料の額及び納付方法）

第 8 条 釣又はすくい網以外の方法によって遊漁を行う場合の遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具漁法	遊漁料（円）	
		当日券	年間券
あゆ	投網	2,000 [1,000]	10,000 [5,000]
あゆ以外の魚種	投網	2,000 [1,000]	10,000 [5,000]
うぐい	投網	2,000 [1,000]	10,000 [5,000]
うなぎ	竹筒	1,000 [500]	6,000 [3,000]
うなぎ	置針	1,000 [500]	5,000 [2,500]
どじょう	釜	1,000 [500]	10,000 [5,000]
うなぎ	たる	1,500 [750]	15,000 [7,500]
なまず	置針	1,000 [500]	5,000 [2,500]

備考 [] 内は、中学生及び肢体不自由者に適用する。ただし、本項の適用を受ける肢体不自由者にあつては、第 2 条の申請をする際に障害者手帳を提示しなければならない。

2 遊漁料は、組合事務所に納付するものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第 9 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第 7 条第 1 項に係る遊

漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、第 7 条第 4 項又は前条第 2 項に規定する場所若しくは漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、大声、喚声、投石、水中のかくはん等漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示及び第 7 条に規定する遊漁料及び加算金の徴収を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

鬼怒利根漁業協同組合茨内共第 4、5 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、鬼怒利根漁業協同組合 (以下「組合」という。) の有する茨内共第 4、5 号第 5 種共同漁業権に係る漁場 (以下単に「漁場」という) 区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物 (こい、ふな、うなぎ、うぐい、にごい、どじょう、なまず、あゆ (投網に限る)、おいかわ及びもつごをいう。ただし、茨内共第 4 号漁業権漁場はこい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず、及びもつごに限る。以下同じ。) の採捕 (以下「遊漁」という。) についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、釣 (手釣、竿釣をいい、リールを使用するものを含む。以下同じ。)、すくい網 (たも網又はさで網等ですくい捕る網漁具をいう。以下同じ。) 又は徒手採捕による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して行わなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、釣、すくい網又は徒手採捕による遊漁の場合には第 12 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者 (第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。) の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 12 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 4 項又は第 8 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
釣のうち引掛釣 (ころがし)	釣針の大きさ10号 (2.5センチメートル) 未満とする。
投網	網の目合は1.2センチメートル以上とする。
すくい網のうち	
たも網	直径50センチメートル以下とする。
さで網	端口50センチメートル以下とする。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象としてイ欄に掲げる漁具漁法により行う遊漁は、ウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 期間
あゆ	投網	6月6日から12月31日まで

2 前項に定める組合の指示する魚種及び期間は、組合事務所及び第 7 条第 4 項に掲げる遊漁料徴収場所において掲示して公表するものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、組合が放流した魚種については、放流の日から 2 週間以内で組合が定める期間及び区域内は遊漁をしてはならない。

4 組合は、放流した場合にはその都度、放流魚種、放流月日、遊漁禁止区域及び遊漁禁止期間を現場に公示するも

のとする。

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種又は漁具漁法は、イ欄に掲げる区域内において、それぞれウ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 魚種又は漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
全魚種	(1) 鬼怒川本流鎌庭堰魚道の全域 (2) 下妻地先鎌庭堰上流端から100メートル及び下流200メートルの区域 (3) 鬼怒川さけ建網特別採捕場上流100メートル及び下流200メートルの区域	1月1日から12月31日まで 9月15日から12月30日まで 9月15日から12月30日まで
引掛釣	下妻市地先鎌庭堰から栃木県境までの鬼怒川	11月1日から翌年5月31日まで
毛針釣	鬼怒川、小貝川及びその支流	3月1日から5月31日まで
投 網	筑西市勤行大橋上流端から上流高島橋上流端に至る区域	1月1日から12月31日まで
火光利用やす	常総市玉台橋から上流栃木県境までの鬼怒川	9月15日から12月25日まで

2 前項に定める組合の指示する区域及び期間は、組合事務所又は現地に表示するもののほか、組合のウェブサイト(広報紙)で公表するものとする。

(全長の制限)

第 6 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

名称	大きさ
こい	全長15cm
うなぎ	全長23cm

(釣又はすくい網の遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 釣又はすくい網によって遊漁を行う場合の遊漁料は、第 1 表のとおりとする。

第 1 表 釣又はすくい網の遊漁料

魚種	漁具漁法	遊漁料 (円)	
		当日券	年間券
あゆ以外の魚種	竿釣 (竿の数3本以内の場合)	600 [200]	6,000 [1,500]
	手釣、すくい網	600 [200]	6,000 [1,500]

備考 []内は、中学生徒及び肢体不自由者に適用する。ただし、本項の適用を受ける肢体不自由者においては、第 2 条の申請をする際に障害者手帳を提示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、未就学の幼児及び小学校児童に対する遊漁料並びに75歳以上の者に対するあゆ以外の魚種に係る遊漁料は、無料とする。

3 第 1 項に定める釣りに係る遊漁料のうち釣り竿にあっては、同一人が同時に 4 本以上の竿を使用するときは、4 本目から 1 本につき 200 円の加算金を付加して徴収する。

4 遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対し

て、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200 円の加算金を併納しなければならない。

第 2 表 遊漁料徴収場所

あゆ以外に関する遊漁料（雑魚券）
末尾の別表の通り

- 5 第 1 項に定める遊漁料を納付した者は、あゆ、やまめ、いわな以外の魚種については第 3 表に掲げる漁場の全部又は一部（ただし、さくらますについては茨内共第 13 号及び第 15 号を除く。）において遊漁を行うことができる。
- 6 組合は、自己の管理する漁場において、他の地区の組合が交付した遊漁承認証を所持している遊漁者に対して、その者が竿数 4 本以上使用しているときには、第 3 項に規定する加算金を課する。
- 7 第 1 項の規定にかかわらず、組合が開設する特設漁場で遊漁をしようとするときは、組合が知事の承認を得て定められた特殊遊漁料を納付しなければならない。

第 3 表 遊漁を行うことのできる漁場

漁業権番号	漁場
茨内共第 2 号	茨城県神栖市のうち高浜から太田に至る地先の利根川及び同市賀から太田に至る地先の常陸利根川 （詳細）次の基点第 2 号とアとを結んだ線より上流の神栖市地先の利根川及び常陸利根川の区域における茨城県水面 基点第 2 号 茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点 ア 基点第 2 号から 240 度 55 分（真方位）の線と利根川右岸との交点
茨内共第 3 号	茨城県内の谷田川（牛久沼を含む。）、西谷田川及び稲荷川 （詳細）茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川（牛久沼を含む。）、西谷田川及び稲荷川の区域
茨内共第 4 号	茨城県内の小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流並びにそれらに連なる水路 （詳細）次の基点第 4 号とアとを結んだ線から上流栃木県境までの小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流の区域並びに福岡堰土地改良区、岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する水路の区域。ただし、茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川を除く。 なお、茨城県常総市上蛇町及びつくば市大字上郷字仕出地先の小貝川廃川は、本区域に含まない。 基点第 4 号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の小貝川左岸に設置された国土交通省キロ杭 0.00 ア 基点第 4 号から 292 度（真方位）の線と小貝川右岸との交点

茨内共第 5 号	<p>茨城県内の鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流 （詳細）次のアとイとを結んだ線から上流栃木県境までの鬼怒川及び田川、山川、北台川 その他の鬼怒川の支流の区域</p> <p>基点第 5 号 茨城県守谷市野木崎地先の鬼怒川左岸に設置された国土交通省キロ 杭96.0</p> <p>ア 基点第 5 号から212度（真方位）距離303メートルの点 イ 基点第 5 号から197度（真方位）距離213メートルの点</p>
茨内共第 6 号	<p>茨城県内の飯沼川（菅生沼を含む。）、東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川 （詳細）飯沼川（菅生沼を含む。）の区域における茨城県水面並びに東仁連川、西仁連川、 横仁連川及び江川の区域</p>
茨内共第 9 号	<p>茨城県内の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）並びに旧小貝川の廃川 （詳細）茨城県稲敷市地先の新利根川河口（同市上須田地先の新利根川口水閘門）から上 流の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）の区域並びに旧小貝川 の廃川の区域</p>
茨内共第10号	<p>茨城県内の小野川及び乙戸川並びにそれらの支流 （詳細）茨城県稲敷市地先の小野川河口（同市古渡地先の古渡橋下流端）から上流の小野 川及び乙戸川その他の支流の区域</p>
茨内共第11号	<p>茨城県稲敷市六角、結佐及び西代地先の利根川 （詳細）次の基点第15号とイとを結ぶ線から下流の茨城県稲敷市地先の利根川の区域にお ける茨城県水面</p> <p>基点第15号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交点 イ 基点第15号から352度（真方位）の線と利根川左岸との交点</p>
茨内共第12号	<p>茨城県土浦市、つくば市、桜川市、筑西市地先の桜川及びその支流 （詳細）次の基点第16号と基点第17号とを結んだ線から上流の桜川及びその支流の区域並 びにつくば市筑波土地改良区、つくば市松塚土地改良区、新治土地改良区及び桜川 市土地改良区が管理する水路の区域</p> <p>基点第16号 桜川河口（茨城県土浦市港町地先）左岸の国土交通省河川管理境界 標識 基点第17号 桜川河口（茨城県土浦市河原町地先）右岸の国土交通省河川管理境 界標識</p>
茨内共第13号	<p>茨城県内の那珂川及び緒川その他の那珂川の支流（涸沼川を除く。） （詳細）次の基点乙とアとを結んだ線から上流栃木県境までの那珂川及び緒川その他の支 流の区域。ただし、基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川を除く。</p> <p>基点乙 那珂湊漁港取付護岸に設置した標識 基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端</p> <p>ア 基点乙から128度（真方位）の線と対岸との交点 イ 基点第10号から110度（真方位）の線と対岸との交点</p>

<p>茨内共第14号</p>	<p>茨城県内の潤沼川（潤沼を含む。）及びその支流 （詳細）次の基点第10号とイとを結んだ線から上流の潤沼川（潤沼を含む。）及びその支流の区域 基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端 イ 基点第10号から110度（真方位）の線と対岸との交点</p>
<p>茨内共第15号</p>	<p>茨城県内の久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに久慈川廃川並びに茂宮川及びその支流 （詳細）次の基点第11号と基点第12号とを結んだ線から上流福島県境までの久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに常陸太田市粟原地先の久慈川廃川の区域。ただし、竜神ダムより上流の竜神川を除く。 基点第11号 茨城県日立市留町地先の日立港南防波堤屈折部頂点 基点第12号 茨城県那珂郡東海村豊岡地先の久慈川導流堤突端</p>
<p>茨内共第17号</p>	<p>茨城県内の大北川及び花園川その他の大北川の支流並びにそれらに連なる水路 （詳細）次のアとイとを結んだ線から上流の大北川及び花園川その他の支流並びにそれらに連なる水路の区域。ただし、次の基点第14号の1から191度48分36秒（真方位）の線と基点第14号の2から191度48分36秒（真方位）の線との間の大北川の区域を除く。 基点第14号 茨城県北茨城市磯原町磯原地先の天妃山に設置された三等三角点 基点第14号の1 茨城県高萩市大字横川1521番地4に設置した標柱 基点第14号の2 茨城県高萩市大字横川1534番地3に設置した標柱 ア 基点第14号から285度（真方位）49.7メートルの点 イ 基点第14号から267度（真方位）57.0メートルの点</p>

（その他の場合の遊漁料の額及び納付方法）

第8条 釣又はすくい網以外の方法によって遊漁を行う場合の遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料（円）	
		当日券	年間券
あゆ	投網	2,000 [1,000]	10,000 [5,000]
あゆ以外の魚種	投網	2,000 [1,000]	10,000 [5,000]
うぐい	投網	2,000 [1,000]	10,000 [5,000]
うなぎ	竹筒	1,000 [500]	6,000 [3,000]
うなぎ	置針	1,000 [500]	5,000 [2,500]
うなぎ	釜	1,500 [750]	15,000 [7,500]
どじょう	たる	1,000 [500]	10,000 [5,000]
なまず	置針	1,000 [500]	5,000 [2,500]

備考 [] 内は、中学生及び肢体不自由者に適用する。ただし、本項の適用を受ける肢体不自由者にあつては、第2条の申請をする際に障害者手帳を提示しなければならない。

2 遊漁料は、組合事務所に納付するものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第7条第1項に係る遊

漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、第7条第4項又は前条第2項に規定する場所若しくは漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、大声、喚声、投石、水中のかくはん等漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示及び第7条に規定する遊漁料及び加算金の徴収を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

付 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

小貝川漁業協同組合茨内共第 4 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、小貝川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する茨内共第 4 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うなぎ、もつご、どじょう及びなまずをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、釣（手釣、竿釣をいい、リールを使用するものを含む。以下同じ。）、すくい網（たも網又はさで網等ですくい捕る網漁具をいう。以下同じ。）又は徒手採捕による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して行わなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、釣、すくい網又は徒手採捕による遊漁の場合には第 12 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 12 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 4 項又は第 8 条第 1 項の遊漁料を同項第 2 項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
釣のうち引掛釣（ころがし）	釣針の大きさ10号（2.5センチメートル）未満とする。
投網	網の目合は1.2センチメートル以上とする。
すくい網のうち	
たも網	直径50センチメートル以下とする。
さで網	端口50センチメートル以下とする。

(遊漁期間)

第 4 条 組合が放流した魚種については、放流の日から 2 週間以内で組合が定める期間及び区域内は遊漁をしてはならない。

2 組合は、放流した場合にはその都度、放流魚種、放流月日、遊漁禁止区域及び遊漁禁止期間を現場に公示するものとする。

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種又は漁具漁法は、イ欄に掲げる区域内においては、それぞれウ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 魚種又は漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
毛針釣 投網	小貝川及びその支流 筑西市勤行大橋上流端から上流高島橋上流端に 至る区域	3月1日から5月31日まで 1月1日から12月31日まで

2 前項に定める組合の指示する区域及び期間は、組合事務所又は現場に表示するほか、組合のウェブサイト（広報紙）で公表するものとする。

（全長の制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

名称	大きさ
こい	全長15センチメートル
うなぎ	全長23センチメートル

（釣又はすくい網の遊漁料の額及び納付方法）

第7条 釣又はすくい網によって遊漁を行う場合の遊漁料の額は、第1表のとおりとする。

第1表 釣又はすくい網の遊漁料

魚種	漁具・漁法	遊漁料（円）	
		当日券	年間券
全ての魚種	竿釣 (竿の数3本以内の場合)	600 [200]	6,000 [1,500]
	手釣、すくい網	600 [200]	6,000 [1,500]
備考 []内は、中学生及び肢体不自由者に適用する。ただし、本項の適用を受ける肢体不自由者に対しては、第2条の申請をする際に障害者手帳を提示しなければならない。			

2 前項の規定にかかわらず、未就学の幼児及び小学校児童に対する遊漁料並びに75歳以上の者に対する遊漁料は、無料とする。

3 第1項に定める釣りに係る遊漁料のうち釣り竿にあつては、同一人が同時に4本以上の竿を使用するときは、4本目から1本につき200円の加算金を付加して徴収する。

4 遊漁料の納付は、第2表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対してしなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200円の加算金を併納しなければならない。

第2表 遊漁料徴収場所

全ての魚種に関する遊漁料（雑魚券）
末尾の別表のとおり

5 第1項に定める遊漁料を納付した者は、あゆ、やまめ、いわな以外の魚種については、第3表に掲げる漁場の全部又は一部において遊漁を行うことができる。（ただし、さくらますについては茨内共第13号及び第15号を除く。）

6 組合は、自己の管理する漁場において、他の地区の組合が交付した遊漁承認証を所持している遊漁者に対して、その者が竿数4本以上使用しているときには、第3項に規定する加算金を課する。

7 第1項の規定にかかわらず、組合が開設する特設漁場で遊漁をしようとするときは、組合が知事の承認を得て定められた特殊遊漁料を納付しなければならない。

第 3 表 遊漁を行うことのできる漁場

漁業権番号	漁場
茨内共第 2 号	<p>茨城県神栖市のうち高浜から太田に至る地先の利根川及び同市賀から太田に至る地先の常陸利根川</p> <p>(詳細) 次の基点第 2 号とアとを結んだ線より上流の神栖市地先の利根川及び常陸利根川の区域における茨城県水面</p> <p>基点第 2 号 茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点</p> <p>ア 基点第 2 号から 240 度 55 分（真方位）の線と利根川右岸との交点</p>
茨内共第 3 号	<p>茨城県内の谷田川（牛久沼を含む。）、西谷田川及び稲荷川</p> <p>(詳細) 茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川（牛久沼を含む。）、西谷田川及び稲荷川の区域</p>
茨内共第 4 号	<p>茨城県内の小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流並びにそれらに連なる水路</p> <p>(詳細) 次の基点第 4 号とアとを結んだ線から上流栃木県境までの小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流の区域並びに福岡堰土地改良区、岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する水路の区域。ただし、茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川を除く。</p> <p>なお、茨城県常総市上蛇町及びつくば市大字上郷字仕出地先の小貝川廃川は、本区域に含まない。</p> <p>基点第 4 号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の小貝川左岸に設置された国土交通省キロ杭 0.00</p> <p>ア 基点第 4 号から 292 度（真方位）の線と小貝川右岸との交点</p>
茨内共第 5 号	<p>茨城県内の鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流</p> <p>(詳細) 次のアとイとを結んだ線から上流栃木県境までの鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流の区域</p> <p>基点第 5 号 茨城県守谷市野木崎地先の鬼怒川左岸に設置された国土交通省キロ杭 96.0</p> <p>ア 基点第 5 号から 212 度（真方位）距離 303 メートルの点</p> <p>イ 基点第 5 号から 197 度（真方位）距離 213 メートルの点</p>
茨内共第 6 号	<p>茨城県内の飯沼川（菅生沼を含む。）、東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川</p> <p>(詳細) 飯沼川（菅生沼を含む。）の区域における茨城県水面並びに東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川の区域</p>
茨内共第 9 号	<p>茨城県内の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）並びに旧小貝川の廃川</p> <p>(詳細) 茨城県稲敷市地先の新利根川河口（同市上須田地先の新利根河口水閘門）から上流の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）の区域並びに旧小貝川の廃川の区域</p>

茨内共第10号	<p>茨城県内の小野川及び乙戸川並びにそれらの支流 (詳細) 茨城県稲敷市地先の小野川河口 (同市古渡地先の古渡橋下流端) から上流の小野川及び乙戸川その他の支流の区域</p>
茨内共第11号	<p>茨城県稲敷市六角、結佐及び西代地先の利根川 (詳細) 次の基点第15号とイとを結ぶ線から下流の茨城県稲敷市地先の利根川の区域における茨城県水面 基点第15号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交点 イ 基点第15号から352度 (真方位) の線と利根川左岸との交点</p>
茨内共第12号	<p>茨城県土浦市、つくば市、桜川市、筑西市地先の桜川及びその支流 (詳細) 次の基点第16号と基点第17号とを結んだ線から上流の桜川及びその支流の区域並びにつくば市筑波土地改良区、つくば市松塚土地改良区、新治土地改良区及び桜川市土地改良区が管理する水路の区域 基点第16号 桜川河口 (茨城県土浦市港町地先) 左岸の国土交通省河川管理境界標識 基点第17号 桜川河口 (茨城県土浦市河原町地先) 右岸の国土交通省河川管理境界標識</p>
茨内共第13号	<p>茨城県内の那珂川及び緒川その他の那珂川の支流 (涸沼川を除く。) (詳細) 次の基点乙とアとを結んだ線から上流栃木県境までの那珂川及び緒川その他の支流の区域。ただし、基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川を除く。 基点乙 那珂湊漁港取付護岸に設置した標識 基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端 ア 基点乙から128度 (真方位) の線と対岸との交点 イ 基点第10号から110度 (真方位) の線と対岸との交点</p>
茨内共第14号	<p>茨城県内の涸沼川 (涸沼を含む。) 及びその支流 (詳細) 次の基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川 (涸沼を含む。) 及びその支流の区域 基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端 イ 基点第10号から110度 (真方位) の線と対岸との交点</p>
茨内共第15号	<p>茨城県内の久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに久慈川廃川並びに茂宮川及びその支流 (詳細) 次の基点第11号と基点第12号とを結んだ線から上流福島県境までの久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに常陸太田市粟原地先の久慈川廃川の区域。ただし、竜神ダムより上流の竜神川を除く。 基点第11号 茨城県日立市留町地先の日立港南防波堤屈折部頂点 基点第12号 茨城県那珂郡東海村豊岡地先の久慈川導流堤突端</p>

茨内共第17号	<p>茨城県内の大北川及び花園川その他の大北川の支流並びにそれらに連なる水路 （詳細）次のアとイとを結んだ線から上流の大北川及び花園川その他の支流並びにそれらに連なる水路の区域。ただし、次の基点第14号の1から191度48分36秒（真方位）の線と基点第14号の2から191度48分36秒（真方位）の線との間の大北川の区域を除く。</p> <p>基点第14号 茨城県北茨城市磯原町磯原地先の天妃山に設置された三等三角点 基点第14号の1 茨城県高萩市大字横川1521番地4に設置した標柱 基点第14号の2 茨城県高萩市大字横川1534番地3に設置した標柱 ア 基点第14号から285度（真方位）49.7メートルの点 イ 基点第14号から267度（真方位）57.0メートルの点</p>
---------	---

（その他の場合の遊漁料の額及び納付方法）

第8条 釣又はすくい網以外の方法によって遊漁を行う場合の遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料（円）	
		当日券	年間券
全ての魚種	投網	2,000 [1,000]	10,000 [5,000]
うなぎ	竹筒	1,000 [500]	6,000 [3,000]
うなぎ	置針	1,000 [500]	5,000 [2,500]
どじょう	釜	1,000 [500]	10,000 [5,000]
うなぎ	たる	1,500 [750]	15,000 [7,500]
なまず	置針	1,000 [500]	5,000 [2,500]

備考 [] 内は、中学生及び肢体不自由者に適用する。ただし、本項の適用を受ける肢体不自由者にあつては、第2条の申請をする際に障害者手帳を提示しなければならない。

2 遊漁料は、組合事務所に納付するものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条

組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第7条第1項に係る遊漁承認については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、第7条第4項又は前条第2項に規定する場所若しくは漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、大声、喚声、投石、水中のかくはん等漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示及び第7条に規定する遊漁料及び加算金の徴収を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

新利根漁業協同組合茨内共第 9、10、11号第 5 種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第 1 条 この規則は、新利根漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する茨内共第 9 号、第10号、第11号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな及びうなぎをいう。ただし、茨内共第 9 号及び第10号漁業権漁場は、こい及びふなに限る。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、釣（手釣、竿釣をいい、リールを使用するものを含む。以下同じ。）すくい網（たも網又は、さで網等ですくい捕る網漁具をいう。以下同じ。）又は徒手採捕による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して行わなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、釣、すくい網又は徒手採捕による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 4 項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具漁法	規 模
すくい網のうち たも網 さで網	直径50センチメートル以下 端口50センチメートル以下

（遊漁期間）

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象としてイ欄に掲げる漁具漁法により行う遊漁は、ウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 期間
こい	手釣、竿釣	1月1日から5月10日まで
	すくい網	6月11日から12月31日まで

2 前項に定める組合の指示する魚種及び期間は、組合事務所に掲示するものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、組合が放流した魚種については、放流の日から 2 週間以内で組合が定める期間及び区域内は遊漁をしてはならない。

4 組合は、放流した場合にはその都度、放流魚種、放流月日、遊漁禁止区域及び遊漁禁止期間を現場に公示するものとする。

（禁止区域）

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる漁具漁法は、イ欄に掲げる区域内においては、それぞれウ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
手釣、竿釣 (引掛釣及びこれに類するものを除く。)以外の漁具漁法	(1) 稲敷市 (旧新利根町) 余中子に設置した標柱と対岸の河内町大字長竿1872番地に設置した標柱とを結んだ線 (通称 堂前橋中央線) より上流250メートルまで及び太田橋より柴崎堰までの新利根川 (2) 稲敷市 (旧東町) 上須田地先に設置した標柱と対岸の上須田2916番地に設置した標柱を結んだ線 (通称 新利根橋中央線) から下流の上須田565番地に設置した標柱と対岸の上須田地先に設置した標柱とを結んだ線 (通称 中神橋中央線) に至る1,300メートルの間の新利根川 (3) 稲敷市 (旧東町) 幸田地先に設置した標柱と対岸の幸田2538番地に設置した標柱とを結んだ線 (通称 幸田橋中央線) から上流500メートルの間の新利根川	1月1日から12月31日まで

2 前項に定める組合の指示する区域及び期間は、組合事務所又は現地に表示するもののほか広報紙で公表するものとする。

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	15センチメートル
うなぎ	23センチメートル

(釣又はすくい網の遊漁料の額及び納付方法)

第7条 釣り又はすくい網によって遊漁を行う場合の遊漁料の額は、第1表のとおりとする。

第1表 釣又はすくい網の遊漁料

魚種	漁具・漁法	遊漁料 (円)	
		当日券	年間券
全魚種	竿釣 (竿3本以内の場合)	600 [200]	6,000 [1,500]
	手釣、すくい網	600 [200]	6,000 [1,500]
備考 []内は、中学生及び肢体不自由者に適用する。ただし、本項の適用を受ける肢体不自由者にあつては、第2条の申請をする際に障害者手帳を提示しなければならない。			

2 前項の規定にかかわらず、未就学の幼児及び小学校児童に対する遊漁料並びに75才以上の者に対する遊漁料は、無料とする。

3 第1項に定める釣りに係る遊漁料のうち釣り竿にあつては、同一人が同時に4本以上の竿を使用するときは、4

本目から 1 本につき 200 円の加算金を付加して徴収する。

- 4 遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200 円の加算金を併納しなければならない。

第 2 表 遊漁料徴収場所

全ての魚種に関する遊漁料 (雑魚券)
末尾の別表のとおり

- 5 第 1 項に定める遊漁料を納付した者は、あゆ、やまめ、いわな以外の魚種については第 3 表に掲げる漁場の全部又は一部 (ただし、さくらますについては、茨内共第 13 号及び茨内共第 15 号を除く) において遊漁を行うことができる。
- 6 組合は、自己の管理する漁場において、他の地区の組合が交付した遊漁承認証を所持している遊漁者に対して、その者が竿数 4 本以上使用しているときには、第 3 項に規定する加算金を課する。
- 7 第 1 項の規定にかかわらず、組合が開設する特設漁場で遊漁をしようとするときは、組合が知事の承認を得て定められた特殊遊漁料を納付しなければならない。

第 3 表 遊漁を行うことのできる漁場

漁業権番号	漁場
茨内共第 2 号	茨城県神栖市のうち高浜から太田に至る地先の利根川及び同市賀から太田に至る地先の常陸利根川 (詳細) 次の基点第 2 号とアとを結んだ線より上流の神栖市地先の利根川及び常陸利根川の区域における茨城県水面 基点第 2 号 茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点 ア 基点第 2 号から 240 度 55 分 (真方位) の線と利根川右岸との交点
茨内共第 3 号	茨城県内の谷田川 (牛久沼を含む。)、西谷田川及び稲荷川 (詳細) 茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川 (牛久沼を含む。)、西谷田川及び稲荷川の区域
茨内共第 4 号	茨城県内の小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流並びにそれらに連なる水路 (詳細) 次の基点第 4 号とアとを結んだ線から上流栃木県境までの小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流の区域並びに福岡堰土地改良区、岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する水路の区域。ただし、茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川を除く。 なお、茨城県常総市上蛇町及びつくば市大字上郷字仕出地先の小貝川廃川は、本区域に含まない。 基点第 4 号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の小貝川左岸に設置された国土交通省キロ杭 0.00 ア 基点第 4 号から 292 度 (真方位) の線と小貝川右岸との交点

茨内共第 5 号	<p>茨城県内の鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流 （詳細）次のアとイとを結んだ線から上流栃木県境までの鬼怒川及び田川、山川、北台川 その他の鬼怒川の支流の区域</p> <p>基点第 5 号 茨城県守谷市野木崎地先の鬼怒川左岸に設置された国土交通省キロ 杭96.0</p> <p>ア 基点第 5 号から212度（真方位）距離303メートルの点 イ 基点第 5 号から197度（真方位）距離213メートルの点</p>
茨内共第 6 号	<p>茨城県内の飯沼川（菅生沼を含む。）、東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川 （詳細）飯沼川（菅生沼を含む。）の区域における茨城県水面並びに東仁連川、西仁連川、 横仁連川及び江川の区域</p>
茨内共第 9 号	<p>茨城県内の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）並びに旧小貝川の廃川 （詳細）茨城県稲敷市地先の新利根川河口（同市上須田地先の新利根川口水閘門）から上 流の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）の区域並びに旧小貝川 の廃川の区域</p>
茨内共第10号	<p>茨城県内の小野川及び乙戸川並びにそれらの支流 （詳細）茨城県稲敷市地先の小野川河口（同市古渡地先の古渡橋下流端）から上流の小野 川及び乙戸川その他の支流の区域</p>
茨内共第11号	<p>茨城県稲敷市六角、結佐及び西代地先の利根川 （詳細）次の基点第15号とイとを結ぶ線から下流の茨城県稲敷市地先の利根川の区域にお ける茨城県水面</p> <p>基点第15号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交点 イ 基点第15号から352度（真方位）の線と利根川左岸との交点</p>
茨内共第12号	<p>茨城県土浦市、つくば市、桜川市、筑西市地先の桜川及びその支流 （詳細）次の基点第16号と基点第17号とを結んだ線から上流の桜川及びその支流の区域並 びにつくば市筑波土地改良区、つくば市松塚土地改良区、新治土地改良区及び桜川 市土地改良区が管理する水路の区域</p> <p>基点第16号 桜川河口（茨城県土浦市港町地先）左岸の国土交通省河川管理境界 標識 基点第17号 桜川河口（茨城県土浦市河原町地先）右岸の国土交通省河川管理境 界標識</p>
茨内共第13号	<p>茨城県内の那珂川及び緒川その他の那珂川の支流（涸沼川を除く。） （詳細）次の基点乙とアとを結んだ線から上流栃木県境までの那珂川及び緒川その他の支 流の区域。ただし、基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川を除く。</p> <p>基点乙 那珂湊漁港取付護岸に設置した標識 基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端</p> <p>ア 基点乙から128度（真方位）の線と対岸との交点 イ 基点第10号から110度（真方位）の線と対岸との交点</p>

<p>茨内共第14号</p>	<p>茨城県内の潤沼川（潤沼を含む。）及びその支流 (詳細) 次の基点第10号とイとを結んだ線から上流の潤沼川（潤沼を含む。）及びその支流の区域 基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端 イ 基点第10号から110度（真方位）の線と対岸との交点</p>
<p>茨内共第15号</p>	<p>茨城県内の久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに久慈川廃川並びに茂宮川及びその支流 (詳細) 次の基点第11号と基点第12号とを結んだ線から上流福島県境までの久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに常陸太田市粟原地先の久慈川廃川の区域。ただし、竜神ダムより上流の竜神川を除く。 基点第11号 茨城県日立市留町地先の日立港南防波堤屈折部頂点 基点第12号 茨城県那珂郡東海村豊岡地先の久慈川導流堤突端</p>
<p>茨内共第17号</p>	<p>茨城県内の大北川及び花園川その他の大北川の支流並びにそれらに連なる水路 (詳細) 次のアとイとを結んだ線から上流の大北川及び花園川その他の支流並びにそれらに連なる水路の区域。ただし、次の基点第14号の1から191度48分36秒（真方位）の線と基点第14号の2から191度48分36秒（真方位）の線との間の大北川の区域を除く。 基点第14号 茨城県北茨城市磯原町磯原地先の天妃山に設置された三等三角点 基点第14号の1 茨城県高萩市大字横川1521番地4に設置した標柱 基点第14号の2 茨城県高萩市大字横川1534番地3に設置した標柱 ア 基点第14号から285度（真方位）49.7メートルの点 イ 基点第14号から267度（真方位）57.0メートルの点</p>

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第7条第1項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、第7条第4項又は前条第2項に規定する場所若しくは漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しな

なければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、大声、喚声、投石、水中のかくはん等漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示及び第7条に規定する遊漁料及び加算金の徴収を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

（違反者に対する措置）

第11条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

桜川漁業協同組合茨内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、桜川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する茨内共第12号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（えび、にごい、おいかわ、はぜ、こい、ふな、及びわかさぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、釣（手釣、竿釣をいい、リールを使用するものを含む。以下同じ。）、すくい網（たも網、さで網などですくい捕る網漁具を言う。以下同じ。）又は徒手採捕による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した特別遊漁承認申請書を提出して行わなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、釣、すくい網又は徒手採捕による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の漁法の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第6条第1項の遊漁料を同条第4項に規定する方法により納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
すくい網のうち たも網 さで網	直径50センチメートル以下とする。 端口50センチメートル以下とする。

(遊漁期間)

第4条 組合が放流した魚種については、放流の日から2週間以内で組合が定める期間及び区域内は遊漁をしてはならない。

2 組合は、放流した場合にはその都度、放流魚種、放流月日、遊漁禁止区域及び遊漁禁止期間を現場に公示するものとする。

(全長の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	全長15センチメートル

(釣またはすくい網の遊漁料の額及び納付方法)

第6条 釣又はすくい網によって遊漁を行う場合の遊漁料は、第1表のとおりとする。

第 1 表 遊漁料

魚種	漁具漁法	遊漁料（円）	
		当日券	年間券
全ての魚種	竿釣 (竿の数 3 本以内の場合) すくい網、徒手	600 [200]	6,000 [1,500]
備考 [] 内は、中学生徒及び肢体不自由者に適用する。ただし、本項の適用を受ける肢体不自由者にあつては、第 2 条の申請をする際に障害者手帳を提示しなければならない。			

- 2 前項の規定にかかわらず、未就学の幼児及び小学校児童に対する遊漁料並びに 75 歳以上の者に対する遊漁料は、無料とする。
- 3 第 1 項に定める釣りに係る遊漁料のうち釣り竿にあつては、同一人が同時に 4 本以上の竿を使用するときは、4 本目から 1 本につき 200 円の加算金を付加して徴収する。
- 4 遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対してしなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200 円の加算金を併納しなければならない。

第 2 表 遊漁料徴収場所

全ての魚種に関する遊漁料（雑魚券）
末尾の別表のとおり

- 5 第 1 項に定める遊漁料を納付した者は、あゆ、やまめ、いわな以外の魚種については、第 3 表に掲げる漁場の全部又は一部（ただし、さくらますについては茨内共第 13 号及び茨内共第 15 号を除く）において遊漁を行うことができる。
- 6 組合は、自己の管理する漁場において、他の地区の組合が交付した遊漁証を所持している遊漁者に対して、その者が竿数 4 本以上使用しているときには、第 4 項に規定する加算金を課する。
- 7 第 1 項の規定にかかわらず、組合が開設する特設漁場で遊漁をしようとするときは、組合が知事の承認を得て定めた特殊遊漁料を納付しなければならない。

第 3 表 遊漁を行うことのできる漁場

漁業権番号	漁場
茨内共第 2 号	茨城県神栖市のうち高浜から太田に至る地先の利根川及び同市賀から太田に至る地先の常陸利根川 (詳細) 次の基点第 2 号とアとを結んだ線より上流の神栖市地先の利根川及び常陸利根川の区域における茨城県水面 基点第 2 号 茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点 ア 基点第 2 号から 240 度 55 分（真方位）の線と利根川右岸との交点
茨内共第 3 号	茨城県内の谷田川（牛久沼を含む。）、西谷田川及び稲荷川 (詳細) 茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川（牛久沼を含む。）、西谷田川及び稲荷川の区域

茨内共第 4 号	<p>茨城県内の小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流並びにそれらに連なる水路</p> <p>(詳細) 次の基点第 4 号とアとを結んだ線から上流栃木県境までの小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流の区域並びに福岡堰土地改良区、岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する水路の区域。ただし、茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川を除く。</p> <p>なお、茨城県常総市上蛇町及びつくば市大字上郷字仕出地先の小貝川廃川は、本区域に含まない。</p> <p>基点第 4 号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の小貝川左岸に設置された国土交通省キロ杭0.00</p> <p>ア 基点第 4 号から292度 (真方位) の線と小貝川右岸との交点</p>
茨内共第 5 号	<p>茨城県内の鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流</p> <p>(詳細) 次のアとイとを結んだ線から上流栃木県境までの鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流の区域</p> <p>基点第 5 号 茨城県守谷市野木崎地先の鬼怒川左岸に設置された国土交通省キロ杭96.0</p> <p>ア 基点第 5 号から212度 (真方位) 距離303メートルの点</p> <p>イ 基点第 5 号から197度 (真方位) 距離213メートルの点</p>
茨内共第 6 号	<p>茨城県内の飯沼川 (菅生沼を含む。)、東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川</p> <p>(詳細) 飯沼川 (菅生沼を含む。) の区域における茨城県水面並びに東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川の区域</p>
茨内共第 9 号	<p>茨城県内の新利根川及びその支流 (破竹川及び大正堀川に限る。) 並びに旧小貝川の廃川</p> <p>(詳細) 茨城県稲敷市地先の新利根川河口 (同市上須田地先の新利根川口水閘門) から上流の新利根川及びその支流 (破竹川及び大正堀川に限る。) の区域並びに旧小貝川の廃川の区域</p>
茨内共第10号	<p>茨城県内の小野川及び乙戸川並びにそれらの支流</p> <p>(詳細) 茨城県稲敷市地先の小野川河口 (同市古渡地先の古渡橋下流端) から上流の小野川及び乙戸川その他の支流の区域</p>
茨内共第11号	<p>茨城県稲敷市六角、結佐及び西代地先の利根川</p> <p>(詳細) 次の基点第15号とイとを結ぶ線から下流の茨城県稲敷市地先の利根川の区域における茨城県水面</p> <p>基点第15号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交点</p> <p>イ 基点第15号から352度 (真方位) の線と利根川左岸との交点</p>

茨内共第12号	<p>茨城県土浦市、つくば市、桜川市、筑西市地先の桜川及びその支流</p> <p>(詳細) 次の基点第16号と基点第17号とを結んだ線から上流の桜川及びその支流の区域並びにつくば市筑波土地改良区、つくば市松塚土地改良区、新治土地改良区及び桜川市土地改良区が管理する水路の区域</p> <p>基点第16号 桜川河口 (茨城県土浦市港町地先) 左岸の国土交通省河川管理境界標識</p> <p>基点第17号 桜川河口 (茨城県土浦市河原町地先) 右岸の国土交通省河川管理境界標識</p>
茨内共第13号	<p>茨城県内の那珂川及び緒川その他の那珂川の支流 (涸沼川を除く。)</p> <p>(詳細) 次の基点乙とアとを結んだ線から上流栃木県境までの那珂川及び緒川その他の支流の区域。ただし、基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川を除く。</p> <p>基点乙 那珂湊漁港取付護岸に設置した標識</p> <p>基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端</p> <p>ア 基点乙から128度 (真方位) の線と対岸との交点</p> <p>イ 基点第10号から110度 (真方位) の線と対岸との交点</p>
茨内共第14号	<p>茨城県内の涸沼川 (涸沼を含む。) 及びその支流</p> <p>(詳細) 次の基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川 (涸沼を含む。) 及びその支流の区域</p> <p>基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端</p> <p>イ 基点第10号から110度 (真方位) の線と対岸との交点</p>
茨内共第15号	<p>茨城県内の久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに久慈川廃川並びに茂宮川及びその支流</p> <p>(詳細) 次の基点第11号と基点第12号とを結んだ線から上流福島県境までの久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに常陸太田市粟原地先の久慈川廃川の区域。ただし、竜神ダムより上流の竜神川を除く。</p> <p>基点第11号 茨城県日立市留町地先の日立港南防波堤屈折部頂点</p> <p>基点第12号 茨城県那珂郡東海村豊岡地先の久慈川導流堤突端</p>
茨内共第17号	<p>茨城県内の大北川及び花園川その他の大北川の支流並びにそれらに連なる水路</p> <p>(詳細) 次のアとイとを結んだ線から上流の大北川及び花園川その他の支流並びにそれらに連なる水路の区域。ただし、次の基点第14号の1から191度48分36秒 (真方位) の線と基点第14号の2から191度48分36秒 (真方位) の線との間の大北川の区域を除く。</p> <p>基点第14号 茨城県北茨城市磯原町磯原地先の天妃山に設置された三等三角点</p> <p>基点第14号の1 茨城県高萩市大字横川1521番地4に設置した標柱</p> <p>基点第14号の2 茨城県高萩市大字横川1534番地3に設置した標柱</p> <p>ア 基点第14号から285度 (真方位) 49.7メートルの点</p> <p>イ 基点第14号から267度 (真方位) 57.0メートルの点</p>

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証 (第7条第1項に係る遊

漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、第 6 条第 4 項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第 8 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、大声、喚声、投石、水中のかくはん等漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第 9 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示及び第 6 条に規定する遊漁料及び加算金の徴収を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第 10 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

付 則

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

霞ヶ浦漁業協同組合 茨内共第12号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、霞ヶ浦漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する茨内共第12号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（えび、こい、ふな、わかさぎ、にごい、おいかわ及びはぜをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣（リールを使用するものを含む。）、すくい網又は徒手採捕による遊漁の場合には口頭で、その他の漁法の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して行わなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣（リールを使用するものを含む。）、すくい網又は徒手採捕による遊漁の場合には第 11 条に規定する場合を除き、その他の漁法の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 11 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 4 項に規定する方法により納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具漁法	規 模
すくい網のうち たも網 さで網	直径50センチメートル以下とする。 端口50センチメートル以下とする。

(遊漁期間)

第 4 条 組合が放流した魚種については、放流の日から 2 週間以内で組合が定める期間及び区域内は遊漁をしてはならない。

2 組合は、放流した場合は、その都度放流魚種、放流月日、遊漁禁止区域、及び遊漁禁止期間を現場に公示するものとする。

(全長の制限)

第 5 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	全長15センチメートル

(釣又はすくい網の遊漁料の額及び納付方法)

第 6 条 釣又はすくい網によって遊漁を行う場合の遊漁料の額は、第 1 表のとおりとする。

第 1 表 釣又はすくい網の遊漁料

魚種	漁具漁法	遊漁料（円）	
		当日券	年間券
全ての魚種	竿釣 (竿 3 本以内の場合)	600 [200]	6,000 [1,500]
	手釣、すくい網	600 [200]	6,000 [1,500]
備考 [] 内は、中学生徒及び肢体不自由者に適用する。ただし、本項の適用を受ける肢体不自由者にあつては、第 2 条の申請をする際に障害者手帳を提示しなければならない。			

- 2 前項の規定にかかわらず、未就学の幼児及び小学校児童に対する遊漁料並びに75歳以上の者に対する遊漁料は、無料とする。
- 3 第 1 項に定める釣りに係る遊漁料のうち釣り竿にあつては、同一人が同時に 4 本以上の竿を使用するときは、4 本目から 1 本につき200円の加算金を付加して徴収する。
- 4 遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁業監視委員に対して納付する場合には、200円の加算金を併納しなければならない。

第 2 表 遊漁料徴収場所

全ての魚種に関する遊漁料（雑魚券）
末尾の別表のとおり

- 5 第 1 項に定める遊漁料を納付した者は、あゆ、やまめ、いわな以外の魚種については第 3 表に掲げる漁場の全部又は一部（ただし、さくらますについては、茨共内第13号及び茨共内第15号を除く。）において遊漁を行うことができる。
- 6 組合は、自己の管理する漁場において、他の地区の組合が交付した遊漁証を所持している遊漁者に対して、その者が竿数 4 本以上使用しているときには、第 4 項に規定する加算金を課する。
- 7 第 1 項の規定にかかわらず、組合が開設する特設漁場で遊漁をしようとするときは、組合が知事の承認を得て定められた特殊遊漁料を納付しなければならない。

第 3 表 遊漁を行うことのできる漁場

漁業権番号	漁場
茨内共第 2 号	茨城県神栖市のうち高浜から太田に至る地先の利根川及び同市賀から太田に至る地先の常陸利根川 (詳細) 次の基点第 2 号とアとを結んだ線より上流の神栖市地先の利根川及び常陸利根川の区域における茨城県水面 基点第 2 号 茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点 ア 基点第 2 号から240度55分（真方位）の線と利根川右岸との交点
茨内共第 3 号	茨城県内の谷田川（牛久沼を含む。）、西谷田川及び稲荷川 (詳細) 茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川（牛久沼を含む。）、西谷田川及び稲荷川の区域

茨内共第 4 号	<p>茨城県内の小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流並びにそれらに連なる水路</p> <p>(詳細) 次の基点第 4 号とアとを結んだ線から上流栃木県境までの小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流の区域並びに福岡堰土地改良区、岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する水路の区域。ただし、茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川を除く。</p> <p>なお、茨城県常総市上蛇町及びつくば市大字上郷字仕出地先の小貝川廃川は、本区域に含まない。</p> <p>基点第 4 号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の小貝川左岸に設置された国土交通省キロ杭0.00</p> <p>ア 基点第 4 号から292度 (真方位) の線と小貝川右岸との交点</p>
茨内共第 5 号	<p>茨城県内の鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流</p> <p>(詳細) 次のアとイとを結んだ線から上流栃木県境までの鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流の区域</p> <p>基点第 5 号 茨城県守谷市野木崎地先の鬼怒川左岸に設置された国土交通省キロ杭96.0</p> <p>ア 基点第 5 号から212度 (真方位) 距離303メートルの点</p> <p>イ 基点第 5 号から197度 (真方位) 距離213メートルの点</p>
茨内共第 6 号	<p>茨城県内の飯沼川 (菅生沼を含む。)、東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川</p> <p>(詳細) 飯沼川 (菅生沼を含む。) の区域における茨城県水面並びに東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川の区域</p>
茨内共第 9 号	<p>茨城県内の新利根川及びその支流 (破竹川及び大正堀川に限る。) 並びに旧小貝川の廃川</p> <p>(詳細) 茨城県稲敷市地先の新利根川河口 (同市上須田地先の新利根川口水閘門) から上流の新利根川及びその支流 (破竹川及び大正堀川に限る。) の区域並びに旧小貝川の廃川の区域</p>
茨内共第10号	<p>茨城県内の小野川及び乙戸川並びにそれらの支流</p> <p>(詳細) 茨城県稲敷市地先の小野川河口 (同市古渡地先の古渡橋下流端) から上流の小野川及び乙戸川その他の支流の区域</p>
茨内共第11号	<p>茨城県稲敷市六角、結佐及び西代地先の利根川</p> <p>(詳細) 次の基点第15号とイとを結ぶ線から下流の茨城県稲敷市地先の利根川の区域における茨城県水面</p> <p>基点第15号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交点</p> <p>イ 基点第15号から352度 (真方位) の線と利根川左岸との交点</p>

<p>茨内共第12号</p>	<p>茨城県土浦市、つくば市、桜川市、筑西市地先の桜川及びその支流 (詳細) 次の基点第16号と基点第17号とを結んだ線から上流の桜川及びその支流の区域並びにつくば市筑波土地改良区、つくば市松塚土地改良区、新治土地改良区及び桜川市土地改良区が管理する水路の区域 基点第16号 桜川河口 (茨城県土浦市港町地先) 左岸の国土交通省河川管理境界標識 基点第17号 桜川河口 (茨城県土浦市河原町地先) 右岸の国土交通省河川管理境界標識</p>
<p>茨内共第13号</p>	<p>茨城県内の那珂川及び緒川その他の那珂川の支流 (涸沼川を除く。) (詳細) 次の基点乙とアとを結んだ線から上流栃木県境までの那珂川及び緒川その他の支流の区域。ただし、基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川を除く。 基点乙 那珂湊漁港取付護岸に設置した標識 基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端 ア 基点乙から128度 (真方位) の線と対岸との交点 イ 基点第10号から110度 (真方位) の線と対岸との交点</p>
<p>茨内共第14号</p>	<p>茨城県内の涸沼川 (涸沼を含む。) 及びその支流 (詳細) 次の基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川 (涸沼を含む。) 及びその支流の区域 基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端 イ 基点第10号から110度 (真方位) の線と対岸との交点</p>
<p>茨内共第15号</p>	<p>茨城県内の久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに久慈川廃川並びに茂宮川及びその支流 (詳細) 次の基点第11号と基点第12号とを結んだ線から上流福島県境までの久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに常陸太田市粟原地先の久慈川廃川の区域。ただし、竜神ダムより上流の竜神川を除く。 基点第11号 茨城県日立市留町地先の日立港南防波堤屈折部頂点 基点第12号 茨城県那珂郡東海村豊岡地先の久慈川導流堤突端</p>
<p>茨内共第17号</p>	<p>茨城県内の大北川及び花園川その他の大北川の支流並びにそれらに連なる水路 (詳細) 次のアとイとを結んだ線から上流の大北川及び花園川その他の支流並びにそれらに連なる水路の区域。ただし、次の基点第14号の1から191度48分36秒 (真方位) の線と基点第14号の2から191度48分36秒 (真方位) の線との間の大北川の区域を除く。 基点第14号 茨城県北茨城市磯原町磯原地先の天妃山に設置された三等三角点 基点第14号の1 茨城県高萩市大字横川1521番地4に設置した標柱 基点第14号の2 茨城県高萩市大字横川1534番地3に設置した標柱 ア 基点第14号から285度 (真方位) 49.7メートルの点 イ 基点第14号から267度 (真方位) 57.0メートルの点</p>

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証 (第7条第1項に係る遊

漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第 4 項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第 8 条 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、大声、喚声、投石、水中のかくはん等漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第 9 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示及び第 6 条に規定する遊漁料及び加算金の徴収を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、令和15年12月31日をもって効力を失する。

那珂川漁業協同組合茨内共第13号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、那珂川漁業協同組合 (以下「組合」という。) の有する茨内共第13号第 5 種共同漁業権に係る漁場 (以下「漁場」という) の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物 (こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、えび、うぐい、にごい、あゆ、おいかわ、ぼら、はぜ、かじか、やまめ及びさくらます。以下同じ。) の採捕 (以下「遊漁」という。) についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、釣 (手釣、竿釣をいい、リールを使用するものを含む。以下同じ。)、すくい網 (たも網又はさで網等ですくい捕る網漁具をいう。以下同じ。) による遊漁の場合には口頭で、その他の漁法の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して行わなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、すくい網採捕による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者 (第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。) の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 4 項又は第 8 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法		規 模
すくい網のうち	たも網	直径50センチメートル以下とする。
	さで網	端口50センチメートル以下とする。
あゆ竿釣		竿の長さ10メートル以下、針の大きさ6センチメートル以下とする。
さくらます竿釣(ルアー)		竿の長さ4メートル以下、ルアーはシングルフックでソフトルアーを除く。
うぐい竿釣		竿の長さ10メートル以下、針の大きさ10センチメートル以下とする。
あゆ投網		全長4メートル以下、網の目合2.5センチメートル以上とする。
あゆ友釣		疑似おとり使用の場合、ハリスの長さは疑似おとりの頭部先端から30センチメートル以下、針3本以内とする。
竿釣		あゆ、やまめ、さくらますを対象とする場合、竿の数は1本に限る。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
こい	6月11日から翌年5月10日まで

ふな うなぎ えび うぐい にごい おいかわ ぼら はぜ かじか	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
わかさぎ	3 月 1 日から 4 月 30 日まで 7 月 21 日から 翌年 1 月 20 日まで
あゆ	6 月 1 日から 12 月 31 日まで
やまめ	4 月 1 日から 9 月 30 日まで
さくらます	3 月 1 日から 4 月 30 日まで

2 前項に定める組合の指示する魚種及び期間は、第 7 条第 4 項に規定する遊漁料の納付場所において掲示して公表するものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、組合が放流した魚種については、放流の日から 2 週間以内で組合が定める期間及び区域内は遊漁をしてはならない。

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種又は漁具漁法は、イ欄に掲げる区域内においては、それぞれウ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 魚種又は漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
全魚種	水戸市渡里町 1042 番地地点と対岸水戸市田谷町 4844 番地の 1 地点とを結ぶ線及び水戸市渡里町 795 番地地点と対岸水戸市田谷町 5045 番地の 1 地点とを結ぶ線とによって囲まれた那珂川本流	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川及び支流	10 月 1 日、10 日、20 日、30 日、11 月 10 日の各日は午前 6 時から翌日午前 6 時まで
あゆ	緒川及び藤井川	6 月 1 日から 6 月 30 日まで
あゆ (投網)	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川本流	6 月 1 日から 7 月 31 日までの午前 6 時から午後 6 時まで
	緒川及び藤井川	7 月 1 日から 7 月 31 日までの午前 6 時から午後 6 時まで

はぜ	下記のア、オ、カ、ウを順に結んだ線及び川岸によって囲まれた区域 ア 水戸市下大野町1509番地の1の地点 イ ひたちなか市美田多町243番地の地点 ウ 水戸市下大野町4432番地の地点 エ ひたちなか市美田多町2192番地の地点 オ アとイを結ぶ線上でアから100メートルの地点 カ ウとエを結ぶ線上でウから100メートルの地点	12月1日から翌年4月30日まで
うぐい	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川及び支流	3月1日から5月31日まで(ただし、ころがし釣の遊漁承認証を所持する者を除く。)
かじか卵	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川及び支流	1月1日から12月31日まで
さくらます	水戸市川又町地先から上流栃木県境までの間の支流	3月1日から4月30日まで
ころがし釣	那珂市下江戸地先千代橋上流端から上流栃木県境までの間の本支流及び藤井川	1月1日から12月31日まで※
	那珂市下江戸地先千代橋上流端から下流東茨城郡城里町那珂西松山下3452番地の城里揚水機場と那珂市戸457番地地点とを結ぶ線の間の本支流	10月1日から翌年5月31日まで※
	東茨城郡城里町那珂西松山下3452番地の城里揚水機場と那珂市戸457番地地点とを結ぶ線から下流水戸市渡里町795番地地点と水戸市田谷町5045番地の1地点とを結ぶ線の間の本支流(藤井川を除く)	1月1日から5月31日まで※
引掛釣(ころがし釣を含む)	ひたちなか市海門町と東茨城郡大洗町祝町との間に架設された海門橋上流端から水戸市渡里町795番地地点と水戸市田谷町5045番地の1地点とを結ぶ線の間の本支流	9月1日から12月31日まで
ルアー釣	水戸市根本町と水戸市青柳町との間に架設された万代橋から上流栃木県境までの間の本支流	10月1日から11月30日まで
毛針	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の本支流	10月1日から11月30日まで

※4月1日から5月31日までは、うぐいころがし釣の遊漁承認証を所持する者を除く。

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	全長15センチメートル
うなぎ	全長23センチメートル
さくらます	全長25センチメートル
やまめ	全長15センチメートル

(釣又はすくい網の遊漁料の額及び納付方法)

第7条 釣又はすくい網によって遊漁を行う場合の遊漁料は、第1表のとおりとする。

第1表 釣又はすくい網の遊漁料

魚種	漁具・漁法	遊漁料 (円)	
		当日券	年間 (期間) 券
あゆ、やまめ	竿釣 (竿の数は1本に限る)	2,000	10,000
	手釣、すくい網	[500]	[2,500]
あゆ、やまめ、 さくらます以外の魚種	竿釣 (竿の数3本以内の場合)	600	6,000
	手釣、すくい網	[200]	[1,500]
さくらます	竿釣 (竿の数は1本に限る)	2,000	5,000
	手釣、すくい網	[500]	[1,500]

備考 [] 内は、中学生徒及び肢体不自由者に適用する。ただし、本項の適用を受ける肢体不自由者にあつては、第2条の申請をする際に障害者手帳を提示しなければならない。

- 前項の規定にかかわらず、未就学の幼児及び小学校児童に対する遊漁料金並びに75歳以上の者に対するあゆ、やまめ、さくらます以外の魚種に係る遊漁料は、無料とする。
- 第1項に定める釣に係る遊漁料 (あゆ、やまめ、さくらます以外の魚種) のうち竿釣にあつては、同一人が同時に4本以上の数の竿を使用するときは4本目から1本につき200円の加算金を付加して徴収する。
- 遊漁料の納付は、第2表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、あゆを対象とした遊漁の場合は1,000円、あゆ以外の魚種を対象にした遊漁の場合には、200円の加算金を併納しなければならない。

第2表 遊漁料徴収場所

1 あゆ・やまめに関する遊漁料 (あゆ・やまめ券)	
事務所等名称	住所
(1) 那珂川漁業協同組合事務所	東茨城郡城里町石塚1684-1
(2) 小林釣具店	東茨城郡城里町石塚1436
(3) 助川釣具店	水戸市上水戸3-3-20
(4) なかのや	常陸大宮市野田1836
(5) 橋本屋	常陸大宮市野口2831-1
(6) むさし釣具店	常陸大宮市上町904-13
2 さくらますに関する遊漁料 (さくらます券)	
事務所等名称	住所
(1) 那珂川漁業協同組合事務所	東茨城郡城里町石塚1684-1

(2) 小林釣具店	東茨城郡城里町石塚1436
(3) 那珂川第一漁業協同組合事務所	水戸市東大野32-3
(4) キャスティング水戸店	水戸市元吉田町1322-1
(5) ジャイアント水戸南店	水戸市元吉田町荒谷1012-1
(6) 上州屋水戸店	水戸市笠原町1250
3 あゆ・やまめ・さくらます以外に関する遊漁料 (雑魚券)	
末尾の別表のとおり	

- 5 第 1 項に定める遊漁料を納付した者は、あゆ、やまめ、さくらますについては、第 3 表に掲げる漁場のうち組合が管理する茨内共第 13 号共同漁業権漁場の全部又は一部 (ただし、さくらますについては、茨内共第 15 号共同漁業権漁場を含む) において、あゆ、やまめ、いわな、及びさくらます以外の魚種については第 3 表に掲げる漁場の全部又は一部において遊漁を行うことができる。
- 6 組合は、自己の管理する漁場において、他の地区の組合が交付した遊漁承認証 (あゆ、やまめ、いわな、さくらます以外の魚種) を所持している遊漁者に対して、その者が竿数 4 本以上使用しているときには、第 3 項に規定する加算金を課する。
- 7 第 1 項の規定にかかわらず組合が開設する特設漁場で遊漁をしようとするときは組合が知事の承認を得て定めた特殊遊漁料を納付しなければならない。

第 3 表 遊漁を行うことのできる漁場

漁業権番号	漁場
茨内共第 2 号	茨城県神栖市のうち高浜から太田に至る地先の利根川及び同市賀から太田に至る地先の常陸利根川 (詳細) 次の基点第 2 号とアとを結んだ線より上流の神栖市地先の利根川及び常陸利根川の区域における茨城県水面 基点第 2 号 茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点 ア 基点第 2 号から 240 度 55 分 (真方位) の線と利根川右岸との交点
茨内共第 3 号	茨城県内の谷田川 (牛久沼を含む。)、西谷田川及び稲荷川 (詳細) 茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川 (牛久沼を含む。)、西谷田川及び稲荷川の区域
茨内共第 4 号	茨城県内の小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流並びにそれらに連なる水路 (詳細) 次の基点第 4 号とアとを結んだ線から上流栃木県境までの小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流の区域並びに福岡堰土地改良区、岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する水路の区域。ただし、茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川を除く。 なお、茨城県常総市上蛇町及びつくば市大字上郷字仕出地先の小貝川廃川は、本区域に含まない。 基点第 4 号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の小貝川左岸に設置された国土交通省キロ杭 0.00 ア 基点第 4 号から 292 度 (真方位) の線と小貝川右岸との交点

茨内共第 5 号	<p>茨城県内の鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流 (詳細) 次のアとイとを結んだ線から上流栃木県境までの鬼怒川及び田川、山川、北台川 その他の鬼怒川の支流の区域</p> <p>基点第 5 号 茨城県守谷市野木崎地先の鬼怒川左岸に設置された国土交通省キロ 杭96.0</p> <p>ア 基点第 5 号から212度 (真方位) 距離303メートルの点 イ 基点第 5 号から197度 (真方位) 距離213メートルの点</p>
茨内共第 6 号	<p>茨城県内の飯沼川 (菅生沼を含む。)、東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川 (詳細) 飯沼川 (菅生沼を含む。) の区域における茨城県水面並びに東仁連川、西仁連川、 横仁連川及び江川の区域</p>
茨内共第 9 号	<p>茨城県内の新利根川及びその支流 (破竹川及び大正堀川に限る。) 並びに旧小貝川の廃川 (詳細) 茨城県稲敷市地先の新利根川河口 (同市上須田地先の新利根川口水閘門) から上 流の新利根川及びその支流 (破竹川及び大正堀川に限る。) の区域並びに旧小貝川 の廃川の区域</p>
茨内共第10号	<p>茨城県内の小野川及び乙戸川並びにそれらの支流 (詳細) 茨城県稲敷市地先の小野川河口 (同市古渡地先の古渡橋下流端) から上流の小野 川及び乙戸川その他の支流の区域</p>
茨内共第11号	<p>茨城県稲敷市六角、結佐及び西代地先の利根川 (詳細) 次の基点第15号とイとを結ぶ線から下流の茨城県稲敷市地先の利根川の区域にお ける茨城県水面</p> <p>基点第15号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交点 イ 基点第15号から352度 (真方位) の線と利根川左岸との交点</p>
茨内共第12号	<p>茨城県土浦市、つくば市、桜川市、筑西市地先の桜川及びその支流 (詳細) 次の基点第16号と基点第17号とを結んだ線から上流の桜川及びその支流の区域並 びにつくば市筑波土地改良区、つくば市松塚土地改良区、新治土地改良区及び桜川 市土地改良区が管理する水路の区域</p> <p>基点第16号 桜川河口 (茨城県土浦市港町地先) 左岸の国土交通省河川管理境界 標識</p> <p>基点第17号 桜川河口 (茨城県土浦市河原町地先) 右岸の国土交通省河川管理境 界標識</p>
茨内共第13号	<p>茨城県内の那珂川及び緒川その他の那珂川の支流 (涸沼川を除く。) (詳細) 次の基点乙とアとを結んだ線から上流栃木県境までの那珂川及び緒川その他の支 流の区域。ただし、基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川を除く。</p> <p>基点乙 那珂湊漁港取付護岸に設置した標識</p> <p>基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端</p> <p>ア 基点乙から128度 (真方位) の線と対岸との交点 イ 基点第10号から110度 (真方位) の線と対岸との交点</p>

<p>茨内共第14号</p>	<p>茨城県内の涸沼川（涸沼を含む。）及びその支流 （詳細）次の基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川（涸沼を含む。）及びその支流の区域 基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端 イ 基点第10号から110度（真方位）の線と対岸との交点</p>
<p>茨内共第15号</p>	<p>茨城県内の久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに久慈川廃川並びに茂宮川及びその支流 （詳細）次の基点第11号と基点第12号とを結んだ線から上流福島県境までの久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに常陸太田市粟原地先の久慈川廃川の区域。ただし、竜神ダムより上流の竜神川を除く。 基点第11号 茨城県日立市留町地先の日立港南防波堤屈折部頂点 基点第12号 茨城県那珂郡東海村豊岡地先の久慈川導流堤突端</p>
<p>茨内共第17号</p>	<p>茨城県内の大北川及び花園川その他の大北川の支流並びにそれらに連なる水路 （詳細）次のアとイとを結んだ線から上流の大北川及び花園川その他の支流並びにそれらに連なる水路の区域。ただし、次の基点第14号の1から191度48分36秒（真方位）の線と基点第14号の2から191度48分36秒（真方位）の線との間の大北川の区域を除く。 基点第14号 茨城県北茨城市磯原町磯原地先の天妃山に設置された三等三角点 基点第14号の1 茨城県高萩市大字横川1521番地4に設置した標柱 基点第14号の2 茨城県高萩市大字横川1534番地3に設置した標柱 ア 基点第14号から285度（真方位）49.7メートルの点 イ 基点第14号から267度（真方位）57.0メートルの点</p>

（その他の場合の遊漁料の額及び納付方法）

第8条 釣又はすくい網以外の方法によって遊漁を行う場合の遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具漁法	遊漁料（円）	
		当日券	年間券
あゆ	投網	3,000	10,000
うぐい	ころがし釣	—	2,000

2 遊漁料は、組合事務所に納付するものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条

組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第7条第1項に係る遊漁承認については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、第 7 条第 4 項又は前条第 2 項に規定する場所若しくは漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、大声、喚声、投石、水中のかくはん等漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示及び第 7 条に規定する遊漁料及び加算金の徴収を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

那珂川第一漁業協同組合茨内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、那珂川第一漁業協同組合 (以下「組合」という。) の有する茨内共第13号第5種共同漁業権に係る漁場 (以下単に「漁場」という。) 区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物 (こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、えび、うぐい、にごい、あゆ、おいかわ、ぼら、はぜ、かじか、やまめ及びさくらますをいう。以下同じ。) の採捕 (以下「遊漁」という。) についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、釣 (手釣、竿釣をいい、リールを使用するものを含む。以下同じ。)、すくい網 (たも網又はさで網等ですくい捕る網漁具をいう。以下同じ。) による遊漁の場合には口頭で、その他の漁法の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して行わなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、釣、すくい網採捕による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者 (第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。) の行う水産動植物の採捕に対し著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 4 項又は第 8 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法		規 模
すくい網	たも網	直径50センチメートル以下とする。
	さで網	端口50センチメートル以下とする。
竿釣		あゆ、やまめ、さくらますを対象とする場合、竿の数は1本に限る。
あゆ竿釣		竿の長さ10メートル以下、針の大きさ6センチメートル以下とする。
あゆ投網		全長4メートル以下、網の目合2.5センチメートル以上とする。
あゆ友釣		疑似おとり使用の場合、ハリスの長さは疑似おとりの頭部先端から30センチメートル以下、針3本以内とする。
うぐい竿釣		竿の長さ10メートル以下、針の大きさ10センチメートル以下とする。
さくらます竿釣 (ルアー)		竿の長さ4メートル以下、ルアー針はシングルフックでソフトルアーを除く。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
こい	6月11日から翌年5月10日まで

ふな うなぎ えび うぐい にごい おいかわ ぼら はぜ かじか	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
わかさぎ	3 月 1 日から 4 月 30 日まで 7 月 21 日から 翌年 1 月 20 日まで
あゆ	6 月 1 日から 12 月 31 日まで
やまめ	4 月 1 日から 9 月 30 日まで
さくらます	3 月 1 日から 4 月 30 日まで

2 前項に定める組合の指示する魚種及び期間は、組合事務所及び組合が委託するキャストイング水戸店、ジャイアント水戸南店、上州屋水戸店に掲示するものとする。

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種又は漁具漁法、イ欄に掲げる区域において、それぞれウ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 魚種又は漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
全魚種	水戸市渡里町 1042 番地地点と対岸水戸市田谷町 4844 番地の 1 地点とを結ぶ線及び水戸市渡里町 795 番地地点と対岸水戸市田谷町 5045 番地の 1 地点とを結ぶ線とによって囲まれた那珂川本流	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川及び支流	10 月 1 日、10 日、20 日、30 日、11 月 10 日の各日は午前 6 時から翌日午前 6 時まで
あゆ	緒川及び藤井川	6 月 1 日から 6 月 30 日まで
あゆ (投網)	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川本流	6 月 1 日から 7 月 31 日までの午前 6 時から午後 6 時まで
	緒川及び藤井川	7 月 1 日から 7 月 31 日までの午前 6 時から午後 6 時まで

はげ	下記のア、オ、カ、ウを順に結んだ線及び川岸 によって囲まれた区域 ア 水戸市下大野町1509番地の1の地点 イ ひたちなか市美田多町243番地の地点 ウ 水戸市下大野町4432番地の地点 エ ひたちなか市美田多町2192番地の地点 オ アとイを結ぶ線上でアから100メートルの 地点 カ ウとエを結ぶ線上でウから100メートルの 地点	12月1日から翌年4月30日まで
うぐい	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の 那珂川及び支流	3月1日から5月31日まで(ただし、うぐいころがし釣の遊漁承認証を所持する者を除く。)
かじかの卵	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の 那珂川及び支流	1月1日から12月31日まで
さくらます	水戸市川又町地先から上流栃木県境までの間の 支流	3月1日から4月30日まで
ころがし釣	那珂市下江戸地先千代橋上流端から上流栃木県 境までの間の本支流及び藤井川	1月1日から12月31日まで※
	那珂市下江戸地先千代橋上流端から下流東茨城 郡城里町那珂西松山下3452番地の城里揚水機場 と那珂市戸457番地地点とを結ぶ線の間の本支 流	10月1日から翌年5月31日まで※
	東茨城郡城里町那珂西松山下3452番地の城里揚 水機場と那珂市戸457番地地点とを結ぶ線から 下流水戸市渡里町795番地地点と水戸市田谷町 5045番地の1地点とを結ぶ線の間の本支流(藤 井川を除く)	1月1日から5月31日まで※
引掛釣(ころがし釣を含む)	ひたちなか市海門町と東茨城郡大洗町祝町との 間に架設された海門橋上流端から水戸市渡里町 795番地地点と水戸市田谷町5045番地の1地点 とを結ぶ線の間の本支流	9月1日から12月31日まで
ルアー釣	水戸市根本町と水戸市青柳町との間に架設され た万代橋から上流栃木県境までの間の那珂川及 び支流	10月1日から11月30日まで
毛針	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の 那珂川及び支流	10月1日から11月30日まで

※4月1日から5月31日までは、うぐいころがし釣の遊漁承認証を所持する者を除く。

2 前項に定める組合の指示する区域及び期間は、組合事務所又は現地に表示するもののほか広報紙で周知する。

(全長の制限)

第 6 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	全長15センチメートル
うなぎ	全長23センチメートル
さくらます	全長25センチメートル
やまめ	全長15センチメートル

(釣又はすくい網の遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 釣又はすくい網によって遊漁を行う場合の遊漁料の額は、第 1 表のとおりとする。

第 1 表 釣又はすくい網の遊漁料

魚種	漁具漁法	遊漁料 (円)	
		当日券	年間 (期間) 券
あゆ、やまめ、さくらます以外の魚種	竿釣 (竿 3 本以内の場合)	600	6,000
	手釣	[200]	[1,500]
	すくい網		
あゆ やまめ	竿釣 (竿 1 本に限る)	2,000	10,000
	手釣	[500]	[2,500]
	すくい網		
さくらます	竿釣 (竿 1 本に限る)	1,500	4,000
	手釣	[400]	[1,000]
	すくい網		

備考 [] 内は、中学生徒及び肢体不自由者に適用する。ただし、本項の適用を受ける肢体不自由者にあつては、第 2 条の申請をする際に障害者手帳を提示しなければならない。

あゆを対象とする投網及びうぐいを対象とするところがし釣の遊漁料は、第 8 条に定める。

- 前項の規定にかかわらず、未就学の幼児及び小学校児童に対する遊漁料並びに75歳以上の者に対するあゆ、やまめ、さくらます以外の魚種に係る遊漁料は、無料とする。
- 第 1 項に定める釣に係る遊漁料 (あゆ、やまめ、さくらます以外の魚種) のうち竿釣にあつては、同一人が同時に 4 本以上の竿を使用するときは、4 本目から 1 本につき200円の加算金を付加して徴収する。
- 遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対してしなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に納付する場合には、あゆを対象とした遊漁の場合は1,000円、あゆ以外の魚種を対象とした遊漁の場合には200円の加算金を併納しなければならない。

第 2 表 遊漁料徴収場所

1 あゆ・やまめに関する遊漁料 (あゆ・やまめ券)	
事務所等名称	住所
(1) 那珂川漁業協同組合事務所	東茨城郡城里町石塚1684-1
(2) 小林釣具店	東茨城郡城里町石塚1436
(3) 助川釣具店	水戸市上水戸3-3-20

(4) なかのや	常陸大宮市野田1836
(5) 橋本屋	常陸大宮市野口2831-1
(6) むさし釣具店	常陸大宮市上町904-13
2 さくらますに関する遊漁料 (さくらます券)	
事務所等名称	住所
(1) 那珂川漁業協同組合事務所	東茨城郡城里町石塚1684-1
(2) 那珂川第一漁業協同組合事務所	水戸市東大野32-3
(3) キャスティング水戸店	水戸市元吉田町1322-1
(4) ジャイアント水戸南店	水戸市元吉田町荒谷1012-1
(5) 上州屋水戸店	水戸市笠原町1250
(6) 小林釣具店	東茨城郡城里町石塚1436
3 あゆ・やまめ・さくらます以外に関する遊漁料 (雑魚券)	
末尾の別表のとおり	

- 5 第1項に定める遊漁料を納付した者は、あゆ、やまめ、さくらますについては第3表に掲げる漁場のうち組合が管理する茨内共第13号共同漁業権漁場の全部又は一部 (ただし、さくらますについては、茨内共第15号共同漁業権漁場を含む。) において、あゆ、やまめ、いわな及びさくらます以外の魚種については第3表に掲げる漁場の全部又は一部において遊漁を行うことができる。
- 6 組合は、自己の管理する漁場において、他の地区の組合が交付した遊漁承認証 (あゆ、やまめ、いわな、さくらます以外の魚種) を所持している遊漁者に対して、その者が竿数4本以上使用しているときには、第3項に規定する加算金を課する。
- 7 第1項の規定にかかわらず、組合が開設する特設漁場で遊漁をしようとするときは、組合が知事の承認を得て定めた特殊遊漁料を納付しなければならない。

第3表 遊漁を行うことのできる漁場

漁業権番号	漁場
茨内共第2号	茨城県神栖市のうち高浜から太田に至る地先の利根川及び同市賀から太田に至る地先の常陸利根川 (詳細) 次の基点第2号とアとを結んだ線より上流の神栖市地先の利根川及び常陸利根川の区域における茨城県水面 基点第2号 茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点 ア 基点第2号から240度55分 (真方位) の線と利根川右岸との交点
茨内共第3号	茨城県内の谷田川 (牛久沼を含む。)、西谷田川及び稲荷川 (詳細) 茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川 (牛久沼を含む。)、西谷田川及び稲荷川の区域

茨内共第 4 号	<p>茨城県内の小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流並びにそれらに連なる水路</p> <p>(詳細) 次の基点第 4 号とアとを結んだ線から上流栃木県境までの小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流の区域並びに福岡堰土地改良区、岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する水路の区域。ただし、茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川を除く。</p> <p>なお、茨城県常総市上蛇町及びつくば市大字上郷字仕出地先の小貝川廃川は、本区域に含まない。</p> <p>基点第 4 号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の小貝川左岸に設置された国土交通省キロ杭0.00</p> <p>ア 基点第 4 号から292度 (真方位) の線と小貝川右岸との交点</p>
茨内共第 5 号	<p>茨城県内の鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流</p> <p>(詳細) 次のアとイとを結んだ線から上流栃木県境までの鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流の区域</p> <p>基点第 5 号 茨城県守谷市野木崎地先の鬼怒川左岸に設置された国土交通省キロ杭96.0</p> <p>ア 基点第 5 号から212度 (真方位) 距離303メートルの点</p> <p>イ 基点第 5 号から197度 (真方位) 距離213メートルの点</p>
茨内共第 6 号	<p>茨城県内の飯沼川 (菅生沼を含む。)、東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川</p> <p>(詳細) 飯沼川 (菅生沼を含む。) の区域における茨城県水面並びに東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川の区域</p>
茨内共第 9 号	<p>茨城県内の新利根川及びその支流 (破竹川及び大正堀川に限る。) 並びに旧小貝川の廃川</p> <p>(詳細) 茨城県稲敷市地先の新利根川河口 (同市上須田地先の新利根川口水閘門) から上流の新利根川及びその支流 (破竹川及び大正堀川に限る。) の区域並びに旧小貝川の廃川の区域</p>
茨内共第10号	<p>茨城県内の小野川及び乙戸川並びにそれらの支流</p> <p>(詳細) 茨城県稲敷市地先の小野川河口 (同市古渡地先の古渡橋下流端) から上流の小野川及び乙戸川その他の支流の区域</p>
茨内共第11号	<p>茨城県稲敷市六角、結佐及び西代地先の利根川</p> <p>(詳細) 次の基点第15号とイとを結ぶ線から下流の茨城県稲敷市地先の利根川の区域における茨城県水面</p> <p>基点第15号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交点</p> <p>イ 基点第15号から352度 (真方位) の線と利根川左岸との交点</p>

<p>茨内共第12号</p>	<p>茨城県土浦市、つくば市、桜川市、筑西市地先の桜川及びその支流 (詳細) 次の基点第16号と基点第17号とを結んだ線から上流の桜川及びその支流の区域並びにつくば市筑波土地改良区、つくば市松塚土地改良区、新治土地改良区及び桜川市土地改良区が管理する水路の区域 基点第16号 桜川河口 (茨城県土浦市港町地先) 左岸の国土交通省河川管理境界標識 基点第17号 桜川河口 (茨城県土浦市河原町地先) 右岸の国土交通省河川管理境界標識</p>
<p>茨内共第13号</p>	<p>茨城県内の那珂川及び緒川その他の那珂川の支流 (涸沼川を除く。) (詳細) 次の基点乙とアとを結んだ線から上流栃木県境までの那珂川及び緒川その他の支流の区域。ただし、基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川を除く。 基点乙 那珂湊漁港取付護岸に設置した標識 基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端 ア 基点乙から128度 (真方位) の線と対岸との交点 イ 基点第10号から110度 (真方位) の線と対岸との交点</p>
<p>茨内共第14号</p>	<p>茨城県内の涸沼川 (涸沼を含む。) 及びその支流 (詳細) 次の基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川 (涸沼を含む。) 及びその支流の区域 基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端 イ 基点第10号から110度 (真方位) の線と対岸との交点</p>
<p>茨内共第15号</p>	<p>茨城県内の久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに久慈川廃川並びに茂宮川及びその支流 (詳細) 次の基点第11号と基点第12号とを結んだ線から上流福島県境までの久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに常陸太田市粟原地先の久慈川廃川の区域。ただし、竜神ダムより上流の竜神川を除く。 基点第11号 茨城県日立市留町地先の日立港南防波堤屈折部頂点 基点第12号 茨城県那珂郡東海村豊岡地先の久慈川導流堤突端</p>
<p>茨内共第17号</p>	<p>茨城県内の大北川及び花園川その他の大北川の支流並びにそれらに連なる水路 (詳細) 次のアとイとを結んだ線から上流の大北川及び花園川その他の支流並びにそれらに連なる水路の区域。ただし、次の基点第14号の1から191度48分36秒 (真方位) の線と基点第14号の2から191度48分36秒 (真方位) の線との間の大北川の区域を除く。 基点第14号 茨城県北茨城市磯原町磯原地先の天妃山に設置された三等三角点 基点第14号の1 茨城県高萩市大字横川1521番地4に設置した標柱 基点第14号の2 茨城県高萩市大字横川1534番地3に設置した標柱 ア 基点第14号から285度 (真方位) 49.7メートルの点 イ 基点第14号から267度 (真方位) 57.0メートルの点</p>

(その他の場合の遊漁料の額及び納付方法)

第8条 釣又はすくい網以外の漁法によって遊漁を行う場合の遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具漁法	遊漁料 (円)	
		当日券	年間券
あゆ	投網	3,000	10,000
うぐい	ころがし釣	—	2,000

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

(1) 那珂川漁業協同組合 (東茨城郡城里町石塚1684-1)

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証 (第7条第1項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。) を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、第7条第4項又は前条第2項に規定する場所若しくは漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、大声、喚声、投石、水中のかくはん等漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法 (昭和24年法律第267号) に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示及び第7条に規定する遊漁料及び加算金の徴収を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

大澗沼漁業協同組合茨内共第14号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、大澗沼漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する茨内共第14号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、えび、うぐい、あゆ、おいかわ、ぼら及びはぜをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、釣（手釣、竿釣をいい、リールを使用するものを含む。以下同じ。）、すくい網（たも網又はさで網等ですくい捕る網漁具をいう。以下同じ。）又は徒手採捕による遊漁の場合には口頭で、その他の漁法の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した特別遊漁承認申請書を提出して行わなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、すくい網又は徒手採捕による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の漁法の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 4 項又は第 8 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項に規定する方法により納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具漁法	規 模
すくい網のうち たも網 さで網	直径50センチメートル以下とする。
流し網	全長30メートル以内とする。
投網	全長3.6メートル以内、網の目合2.3センチメートル以上とする。
リール竿釣	陸釣の場合、糸の長さ10メートル以内とする。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象としてイ欄に掲げる漁具漁法により行う遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 期間
こい	竿釣、手釣、徒手	1月1日から5月10日まで、 6月11日から12月31日まで
ふな	竿釣、手釣、徒手	1月1日から12月31日まで
わかさぎ	竿釣、手釣、徒手	1月1日から1月20日まで、 3月1日から4月30日まで、 7月21日から12月31日まで

あゆ	竿釣、手釣	6 月 1 日から12月31日まで
ぼら	竿釣、手釣	1 月 1 日から12月31日まで
うぐい	竿釣、手釣	1 月 1 日から12月31日まで
はげ	竿釣、手釣、徒手	1 月 1 日から12月31日まで
うなぎ	竿釣、手釣	1 月 1 日から12月31日まで

2 前項に定める組合の指示する魚種及び期間は、組合事務所及び遊漁承認証の納付場所において提示して公表するものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、組合が放流した魚種については、放流の日から 2 週間以内で組合が定める期間及び区域内は遊漁をしてはならない。

（禁止区域）

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種又は漁具漁法は、イ欄に掲げる区域内においては、それぞれウ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 魚種又は漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
投網	上流涸沼川に架設された涸沼大橋の上流端より 下流涸沼、涸沼川の本支流	1 月 1 日から12月31日まで

2 前項に定める組合の指示する区域及び期間は、組合事務所又は現地に表示するもののほか広報紙で公表するものとする。

（全長の制限）

第 6 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	15センチメートル
うなぎ	23センチメートル

（釣又はすくい網の遊漁料の額及び納付方法）

第 7 条 釣又はすくい網によって遊漁を行う場合の遊漁料は、第 1 表のとおりとする。

第 1 表 釣又はすくい網の遊漁料

魚種	漁具漁法	遊漁料（円）	
		当日券	年間券
全ての魚種	竿釣（竿の数 3 本以内の場合）	600 [200]	6,000 [1,500]
全ての魚種	手釣、すくい網	600 [200]	6,000 [1,500]
備考 []内は中学生徒及び肢体不自由者に適用する。ただし、本項の適用を受ける肢体不自由者に対しては、第 2 条の申請をする際に障害者手帳を提示しなければならない。			

2 前項の規定にかかわらず、未就学の幼児、小学校児童及び75歳以上の者に対する遊漁料は、無料とする。

3 第 1 項に定める釣りに係る遊漁料のうち釣り竿にあっては、同一人が同時に 4 本以上の竿を使用するときは、4 本目から 1 本につき200円の加算金を付加して徴収する。

4 遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対してしなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200

円の加算金を併納しなければならない。

第 2 表 遊漁料徴収場所

全ての魚種に関する遊漁料 (雑魚券)

末尾の別表のとおり

- 5 第 1 項に定める遊漁料を納付した者は、あゆ、やまめ、いわな以外の魚種については、第 3 表に掲げる漁場の全部又は一部 (ただし、さくらますについては茨内共第 13 号及び茨内共第 15 号を除く) において遊漁を行うことができる。
- 6 組合は、自己の管理する漁場において、他の地区の組合が交付した遊漁証を所持している遊漁者に対して、その者が竿数 4 本以上使用しているときには、第 4 項に規定する加算金を課する。
- 7 第 1 項の規定にかかわらず、組合が開設する特設漁場で遊漁をしようとするときは、組合が知事の承認を得て定められた特殊遊漁料を納付しなければならない。

第 3 表 遊漁を行うことのできる漁場

漁業権番号	漁場
茨内共第 2 号	茨城県神栖市のうち高浜から太田に至る地先の利根川及び同市賀から太田に至る地先の常陸利根川 (詳細) 次の基点第 2 号とアとを結んだ線より上流の神栖市地先の利根川及び常陸利根川の区域における茨城県水面 基点第 2 号 茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点 ア 基点第 2 号から 240 度 55 分 (真方位) の線と利根川右岸との交点
茨内共第 3 号	茨城県内の谷田川 (牛久沼を含む。)、西谷田川及び稲荷川 (詳細) 茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川 (牛久沼を含む。)、西谷田川及び稲荷川の区域
茨内共第 4 号	茨城県内の小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流並びにそれらに連なる水路 (詳細) 次の基点第 4 号とアとを結んだ線から上流栃木県境までの小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流の区域並びに福岡堰土地改良区、岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する水路の区域。ただし、茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川を除く。 なお、茨城県常総市上蛇町及びつくば市大字上郷字仕出地先の小貝川廃川は、本区域に含まない。 基点第 4 号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の小貝川左岸に設置された国土交通省キロ杭 0.00 ア 基点第 4 号から 292 度 (真方位) の線と小貝川右岸との交点

<p>茨内共第 5 号</p>	<p>茨城県内の鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流 （詳細）次のアとイとを結んだ線から上流栃木県境までの鬼怒川及び田川、山川、北台川 その他の鬼怒川の支流の区域 基点第 5 号 茨城県守谷市野木崎地先の鬼怒川左岸に設置された国土交通省キロ 杭96.0 ア 基点第 5 号から212度（真方位）距離303メートルの点 イ 基点第 5 号から197度（真方位）距離213メートルの点</p>
<p>茨内共第 6 号</p>	<p>茨城県内の飯沼川（菅生沼を含む。）、東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川 （詳細）飯沼川（菅生沼を含む。）の区域における茨城県水面並びに東仁連川、西仁連川、 横仁連川及び江川の区域</p>
<p>茨内共第 9 号</p>	<p>茨城県内の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）並びに旧小貝川の廃川 （詳細）茨城県稲敷市地先の新利根川河口（同市上須田地先の新利根川口水閘門）から上 流の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）の区域並びに旧小貝川 の廃川の区域</p>
<p>茨内共第10号</p>	<p>茨城県内の小野川及び乙戸川並びにそれらの支流 （詳細）茨城県稲敷市地先の小野川河口（同市古渡地先の古渡橋下流端）から上流の小野 川及び乙戸川その他の支流の区域</p>
<p>茨内共第11号</p>	<p>茨城県稲敷市六角、結佐及び西代地先の利根川 （詳細）次の基点第15号とイとを結ぶ線から下流の茨城県稲敷市地先の利根川の区域にお ける茨城県水面 基点第15号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交点 イ 基点第15号から352度（真方位）の線と利根川左岸との交点</p>
<p>茨内共第12号</p>	<p>茨城県土浦市、つくば市、桜川市、筑西市地先の桜川及びその支流 （詳細）次の基点第16号と基点第17号とを結んだ線から上流の桜川及びその支流の区域並 びにつくば市筑波土地改良区、つくば市松塚土地改良区、新治土地改良区及び桜川 市土地改良区が管理する水路の区域 基点第16号 桜川河口（茨城県土浦市港町地先）左岸の国土交通省河川管理境界 標識 基点第17号 桜川河口（茨城県土浦市河原町地先）右岸の国土交通省河川管理境 界標識</p>
<p>茨内共第13号</p>	<p>茨城県内の那珂川及び緒川その他の那珂川の支流（涸沼川を除く。） （詳細）次の基点乙とアとを結んだ線から上流栃木県境までの那珂川及び緒川その他の支 流の区域。ただし、基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川を除く。 基点乙 那珂湊漁港取付護岸に設置した標識 基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端 ア 基点乙から128度（真方位）の線と対岸との交点 イ 基点第10号から110度（真方位）の線と対岸との交点</p>

茨内共第14号	<p>茨城県内の涸沼川（涸沼を含む。）及びその支流 （詳細）次の基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川（涸沼を含む。）及びその支流の区域 基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端 イ 基点第10号から110度（真方位）の線と対岸との交点</p>
茨内共第15号	<p>茨城県内の久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに久慈川廃川並びに茂宮川及びその支流 （詳細）次の基点第11号と基点第12号とを結んだ線から上流福島県境までの久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに常陸太田市粟原地先の久慈川廃川の区域。ただし、竜神ダムより上流の竜神川を除く。 基点第11号 茨城県日立市留町地先の日立港南防波堤屈折部頂点 基点第12号 茨城県那珂郡東海村豊岡地先の久慈川導流堤突端</p>
茨内共第17号	<p>茨城県内の大北川及び花園川その他の大北川の支流並びにそれらに連なる水路 （詳細）次のアとイとを結んだ線から上流の大北川及び花園川その他の支流並びにそれらに連なる水路の区域。ただし、次の基点第14号の1から191度48分36秒（真方位）の線と基点第14号の2から191度48分36秒（真方位）の線との間の大北川の区域を除く。 基点第14号 茨城県北茨城市磯原町磯原地先の天妃山に設置された三等三角点 基点第14号の1 茨城県高萩市大字横川1521番地4に設置した標柱 基点第14号の2 茨城県高萩市大字横川1534番地3に設置した標柱 ア 基点第14号から285度（真方位）49.7メートルの点 イ 基点第14号から267度（真方位）57.0メートルの点</p>

（その他の漁法の場合の遊漁料の額及び納付方法）

第8条 釣又はすくい網以外の方法によって遊漁を行うときの遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具漁法	遊漁料（円）	
		当日券	年間券
全ての魚種	投網	—	6,000

2 遊漁料の納付は、次の場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、しなければならない。

- (1) 大涸沼漁業協同組合事務所
（遊漁承認証に関する事項）

第9条

組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第7条第1項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
(2) 承認期間
(3) 魚種
(4) 漁具・漁法
(5) 遊漁区域

- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、第 7 条第 4 項又は前条第 2 項に規定する場所若しくは漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、大声、喚声、投石、水中のかくはん等漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示及び第 7 条に規定する遊漁料及び加算金の徴収を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

付 則

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

久慈川漁業協同組合茨内共第15号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、久慈川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する茨内共第15号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という）区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うなぎ、うぐい、あゆ、おいかわ、はぜ、やまめ、いわな及びさくらますをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、釣（手釣、竿釣をいい、リールを使用するものを含む。以下同じ。）、すくい網（たも網又はさで網等ですくい捕る網漁具をいう。以下同じ。）又は徒手採捕による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して行わなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、釣、すくい網又は徒手採捕による遊漁の場合には第12条（違反者に対する措置）に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条（違反者に対する措置）に規定する場合を除き第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 4 項又は第 8 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項に規定する方法により納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる範囲内でなければならない。

漁具漁法	規 模
すくい網のうち たも網 さで網	直径50センチメートル以下とする。 端口50センチメートル以下とする。
投網	全長4メートル以下、網の目合2.3センチメートル以上とする。
あゆ友釣り	疑似おとり使用の友釣りの場合、ハリスの長さは疑似おとりの頭部先端から30センチメートル以下とする。
竿釣	あゆ、やまめ、いわな、さくらますを対象とする場合、竿の数は1本に限る。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象としてイ欄に掲げる漁具漁法により行う遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 期間
あゆ	竿釣・すくい網	6月1日午前5時から12月31日まで 各支流は、7月1日午前5時から12月31日まで
あゆ	投網	8月1日午前5時から12月31日まで
やまめ、いわな	竿釣・すくい網	4月1日から9月30日まで

さくらます	竿釣	3 月 1 日から 4 月 30 日まで
-------	----	----------------------

- 2 前項に定める組合の指示する魚種及び期間は、組合のウェブサイトにて公表するものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、組合が放流した魚種については、放流の日から 2 週間以内で組合が定める期間及び区域内は遊漁をしてはならない。
- 4 組合は、放流した場合にはその都度、放流魚種、放流月日、遊漁禁止区域及び遊漁禁止期間を現場に公示するものとする。

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種又は漁具漁法は、イ欄に掲げる区域内においては、それぞれウ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 魚種又は漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
あゆ竿釣り	久慈川の本流	6 月 1 日午前 0 時から 6 月 1 日午前 5 時まで
あゆ投網	久慈川支流のうち、里川、山田川、押川及び八溝川	6 月 1 日から 7 月 1 日 午前 5 時まで
	久慈川本流及び久慈川支流のうち、初原川 (大子町大字佐貫字阿坪地先阿坪橋基部上流端から上流及び支流大石川)、八溝川 (大子町上郷地先北原橋基部上流端から上流及び全支流) 及び里川支流のうち入四間川を除く区域	6 月 1 日から 8 月 1 日 午前 5 時まで
あゆころがし釣り	久慈川支流のうち、初原川 (大子町大字佐貫字阿坪地先阿坪橋基部上流端から上流及び支流大石川)、八溝川 (大子町上郷地先北原橋基部上流端から上流及び全支流) 及び里川支流のうち入四間川	周年
あゆころがし釣り	久慈川本流のうち、大子町大字西金地先の大内野橋上流端から上流福島県境までの区域	6 月 1 日から 7 月 31 日まで
さくらます	久慈川の支流	3 月 1 日から 4 月 30 日まで
うぐい	久慈川の本流及び支流	3 月 20 日から 5 月 25 日まで
にごい、おいかわ	同上	5 月 1 日から 6 月 20 日まで

- 2 前項に定める組合の指示する区域及び期間は、組合事務所又は現場に表示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(全長の制限)

第 6 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな	15センチメートル
やまめ	15センチメートル
さくらます	25センチメートル
こい	15センチメートル
うなぎ	23センチメートル

(釣又はすくい網の遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 釣又はすくい網によって遊漁を行う場合の遊漁料は、第 1 表のとおりとする。

第 1 表 釣又はすくい網の遊漁料

魚種	漁具漁法	遊漁料 (円)	
		当日券	年間券
あゆ、やまめ、いわな	竿釣 (竿の数は 1 本に限る)、 手釣、すくい網	2,000 [500]	10,000 [2,500]
さくらます	竿釣 (竿の数は 1 本に限る)、 手釣、すくい網	2,000 [500]	5,000 [1,500]
あゆ、やまめ、いわな、さくら ます以外の魚種	竿釣 (竿の数 3 本以内の場合)、 手釣、すくい網	600 [200]	6,000 [1,500]
備考 [] 内は、中学生徒及び肢体不自由者に適用する。ただし、本項の適用を受ける肢体不自由者にあつては、第 2 条の申請をする際に障害者手帳を提示しなければならない。			

- 前項の規定にかかわらず、未就学の幼児及び小学校児童に対する遊漁料並びに 75 歳以上の者に対するあゆ、やまめ、いわな、さくらます以外の魚種に係る遊漁料は、無料とする。
- 第 1 項に定める釣りに係る遊漁料 (あゆ、やまめ、いわな、さくらます以外の魚種) のうち釣り竿にあつては、同一人が同時に 4 本以上の竿を使用するときは、4 本目から 1 本につき 200 円の加算金を付加して徴収する。
- 遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、若しくは組合が指定するオンラインシステム (以下「オンラインシステム」という。) によって、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、あゆ、やまめ、いわなを対象とした遊漁の場合は 2,000 円の加算金を併納しなければならない。なお、オンラインシステムによって納付できる遊漁料の対象魚種は、あゆ、やまめ、いわな及びさくらますに限るものとする。

第 2 表 遊漁料徴収場所

あゆ・やまめ・いわなに関する遊漁料	
事務所等名称	住所
(1) 久慈川漁業協同組合	茨城県常陸大宮市塩原 2356-5
(2) 茨城県内水面漁業協同組合連合会事務所	茨城県水戸市三の丸 1-1-33 (すいさん会館 4 階)
(3) 鮎の店山水	茨城県久慈郡大子町袋田田淵の上 3464
(4) 菊池釣具店	茨城県久慈郡大子町袋田 2078
(5) 芋の里	茨城県久慈郡大子町頃藤 515-1
(6) つり道楽	茨城県久慈郡大子町池田 2676-8
(7) セブンイレブン大子池田松沼店	茨城県久慈郡大子町池田 2815-1
(8) セブンイレブン大子池田北店	茨城県久慈郡大子町池田 41
(9) ヤマザキショップ西金店	茨城県久慈郡大子町西金 18-3
(10) 久慈川漁協組合員宅	茨城県久慈郡大子町川山 1015-2
(11) 久慈川漁協組合員宅	茨城県久慈郡大子町下野宮 2310
(12) 久慈川漁協組合員宅	茨城県久慈郡大子町下野宮 2429-1
(13) 久慈川漁協組合員宅	茨城県久慈郡大子町下野宮 2423-2
(14) 久慈川漁協組合員宅	茨城県久慈郡大子町下野宮 3037

(15) うめ吉	茨城県久慈郡大子町川山69
(16) 丸信ドライブイン	茨城県常陸大宮市舟生1003
(17) つり具のむさし	茨城県常陸大宮市抽ヶ台町904-13
(18) 大黒屋	茨城県常陸太田市東二町2254-2
さくらますに関する遊漁料	
事務所等名称	住所
(1) 久慈川漁業協同組合	茨城県常陸大宮市塩原2356-5
(2) 那珂川漁業協同組合	茨城県東茨城郡城里町石塚1684-1
(3) 那珂川第一漁業協同組合	茨城県水戸市東大野32-3
(4) 茨城県内水面漁業協同組合連合会事務所	茨城県水戸市三の丸1-1-33 (すいさん会館4階)
(5) 菊池釣具店	茨城県久慈郡大子町袋田2078
(6) つり道楽	茨城県久慈郡大子町池田2676-8
(7) セブンイレブン大子池田松沼店	茨城県久慈郡大子町池田2815-1
(8) セブンイレブン大子池田北店	茨城県久慈郡大子町池田41
(9) ヤマザキショップ西金店	茨城県久慈郡大子町西金18-3
(10) 久慈川漁協組合員宅	茨城県久慈郡大子町下野宮2429-1
(11) 久慈川漁協組合員宅	茨城県久慈郡大子町下野宮3037
(12) 丸信ドライブイン	茨城県常陸大宮市舟生1003
(13) つり具のむさし	茨城県常陸大宮市抽ヶ台町904-13
(14) 大黒屋	茨城県常陸太田市東二町2254-2
あゆ・やまめ・いわな以外に関する遊漁料 (雑魚券)	
末尾の別表のとおり	

- 第1項に定める遊漁料を納付した者は、あゆ、やまめ、いわな、さくらますについては、第3表に掲げる漁場のうち組合が管理する茨内共第15号共同漁業権漁場の全部又は一部 (ただし、さくらますについては、茨内共第13号共同漁業権漁場を含む) において、あゆ、やまめ、いわな、さくらます以外の魚種については第3表に掲げる漁場の全部又は一部において遊漁を行うことができる。
- 組合は、自己の管理する漁場において、他の地区の組合が交付した遊漁承認証 (あゆ、やまめ、いわな、さくらます以外の魚種) を所持している遊漁者に対して、その者が竿数4本以上使用しているときには、第3項に規定する加算金を課する。
- 第1項の規定にかかわらず、組合が開設する特設漁場で遊漁をしようとするときは、組合が知事の承認を得て定めた特殊遊漁料を納付しなければならない。

第3表 遊漁を行うことのできる漁場

漁業権番号	漁場
茨内共第2号	茨城県神栖市のうち高浜から太田に至る地先の利根川及び同市賀から太田に至る地先の常陸利根川 (詳細) 次の基点第2号とアとを結んだ線より上流の神栖市地先の利根川及び常陸利根川の区域における茨城県水面 基点第2号 茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点 ア 基点第2号から240度55分 (真方位) の線と利根川右岸との交点

茨内共第 3 号	茨城県内の谷田川 (牛久沼を含む。)、西谷田川及び稲荷川 (詳細) 茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川 (牛久沼を含む。)、西谷田川及び稲荷川の区域
茨内共第 4 号	茨城県内の小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流並びにそれらに連なる水路 (詳細) 次の基点第 4 号とアとを結んだ線から上流栃木県境までの小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流の区域並びに福岡堰土地改良区、岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する水路の区域。ただし、茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川を除く。 なお、茨城県常総市上蛇町及びつくば市大字上郷字仕出地先の小貝川廃川は、本区域に含まない。 基点第 4 号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の小貝川左岸に設置された国土交通省キロ杭0.00 ア 基点第 4 号から292度 (真方位) の線と小貝川右岸との交点
茨内共第 5 号	茨城県内の鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流 (詳細) 次のアとイとを結んだ線から上流栃木県境までの鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流の区域 基点第 5 号 茨城県守谷市野木崎地先の鬼怒川左岸に設置された国土交通省キロ杭96.0 ア 基点第 5 号から212度 (真方位) 距離303メートルの点 イ 基点第 5 号から197度 (真方位) 距離213メートルの点
茨内共第 6 号	茨城県内の飯沼川 (菅生沼を含む。)、東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川 (詳細) 飯沼川 (菅生沼を含む。) の区域における茨城県水面並びに東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川の区域
茨内共第 9 号	茨城県内の新利根川及びその支流 (破竹川及び大正堀川に限る。) 並びに旧小貝川の廃川 (詳細) 茨城県稲敷市地先の新利根川河口 (同市上須田地先の新利根河口水閘門) から上流の新利根川及びその支流 (破竹川及び大正堀川に限る。) の区域並びに旧小貝川の廃川の区域
茨内共第10号	茨城県内の小野川及び乙戸川並びにそれらの支流 (詳細) 茨城県稲敷市地先の小野川河口 (同市古渡地先の古渡橋下流端) から上流の小野川及び乙戸川その他の支流の区域
茨内共第11号	茨城県稲敷市六角、結佐及び西代地先の利根川 (詳細) 次の基点第15号とイとを結ぶ線から下流の茨城県稲敷市地先の利根川の区域における茨城県水面 基点第15号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交点 イ 基点第15号から352度 (真方位) の線と利根川左岸との交点

<p>茨内共第12号</p>	<p>茨城県土浦市、つくば市、桜川市、筑西市地先の桜川及びその支流 (詳細) 次の基点第16号と基点第17号とを結んだ線から上流の桜川及びその支流の区域並びにつくば市筑波土地改良区、つくば市松塚土地改良区、新治土地改良区及び桜川市土地改良区が管理する水路の区域 基点第16号 桜川河口 (茨城県土浦市港町地先) 左岸の国土交通省河川管理境界標識 基点第17号 桜川河口 (茨城県土浦市河原町地先) 右岸の国土交通省河川管理境界標識</p>
<p>茨内共第13号</p>	<p>茨城県内の那珂川及び緒川その他の那珂川の支流 (涸沼川を除く。) (詳細) 次の基点乙とアとを結んだ線から上流栃木県境までの那珂川及び緒川その他の支流の区域。ただし、基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川を除く。 基点乙 那珂湊漁港取付護岸に設置した標識 基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端 ア 基点乙から128度 (真方位) の線と対岸との交点 イ 基点第10号から110度 (真方位) の線と対岸との交点</p>
<p>茨内共第14号</p>	<p>茨城県内の涸沼川 (涸沼を含む。) 及びその支流 (詳細) 次の基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川 (涸沼を含む。) 及びその支流の区域 基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端 イ 基点第10号から110度 (真方位) の線と対岸との交点</p>
<p>茨内共第15号</p>	<p>茨城県内の久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに久慈川廃川並びに茂宮川及びその支流 (詳細) 次の基点第11号と基点第12号とを結んだ線から上流福島県境までの久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに常陸太田市粟原地先の久慈川廃川の区域。ただし、竜神ダムより上流の竜神川を除く。 基点第11号 茨城県日立市留町地先の日立港南防波堤屈折部頂点 基点第12号 茨城県那珂郡東海村豊岡地先の久慈川導流堤突端</p>
<p>茨内共第17号</p>	<p>茨城県内の大北川及び花園川その他の大北川の支流並びにそれらに連なる水路 (詳細) 次のアとイとを結んだ線から上流の大北川及び花園川その他の支流並びにそれらに連なる水路の区域。ただし、次の基点第14号の1から191度48分36秒 (真方位) の線と基点第14号の2から191度48分36秒 (真方位) の線との間の大北川の区域を除く。 基点第14号 茨城県北茨城市磯原町磯原地先の天妃山に設置された三等三角点 基点第14号の1 茨城県高萩市大字横川1521番地4に設置した標柱 基点第14号の2 茨城県高萩市大字横川1534番地3に設置した標柱 ア 基点第14号から285度 (真方位) 49.7メートルの点 イ 基点第14号から267度 (真方位) 57.0メートルの点</p>

(その他の場合の遊漁料の額及び納付方法)

第8条 釣又はすくい網以外の方法によって遊漁を行う場合の遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具漁法	遊漁料 (円)	
		当日券	年間券
全魚種	投網	3,000	10,000

2 遊漁料は、組合事務所に納付するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、第7条第4項又は前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム若しくは漁場監視員において行うものとする

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、大声、喚声、投石、水中のかくはん等漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示及び第7条に規定する遊漁料及び加算金の徴収を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁

を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

付 則

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

大北川漁業協同組合茨内共第17号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、大北川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する茨内共第17号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、うぐい、あゆ、はぜ、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣（指定する区域外でのルアー釣を除く。）、たも網又はさで網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して行わなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、たも網又はさで網による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 4 項又は第 8 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具漁法	規 模
すくい網のうち たも網 さで網 竿釣	直径50センチメートル以下とする。 端口50センチメートル以下とする。 あゆ、やまめ、いわなを対象とする場合、竿の数は 1 本に限る。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象としてイ欄に掲げる漁具漁法により行う遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 期間
あゆ	竿釣	6月1日から12月31日まで
やまめ、いわな	竿釣	4月1日から9月30日まで
あゆ、やまめ、いわな以外の全魚種	竿釣	1月1日から12月31日まで

2 前項に定める組合の指示する魚種及び期間は、組合事務所及び組合が委託する第 7 条第 4 項第 2 表の(2)～(7)に示す遊漁料徴収場所に掲示するほか、組合のウェブサイト（広報紙）にて公表するものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、組合が放流した魚種については、放流の日から 2 週間以内で組合が定める期間及び区域内は遊漁をしてはならない。

4 組合は、放流した場合にはその都度、放流魚種、放流月日、遊漁禁止区域及び遊漁禁止期間を現場に公示するも

のとする。

（禁止区域）

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種又は漁具漁法は、イ欄に掲げる区域内において、それぞれウ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 魚種又は漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
あゆ	大北川及び花園川で産卵のため組合が指定する区域	9 月 25 日から 10 月 24 日まで
ルアー釣	高萩市横川 1521 番地 4 の漁場基点第 14 号の 1 から 191 度 48 分 36 秒（真方位）の線より下流の大北川及び花園川の本支流	1 月 1 日から 5 月 31 日まで
	北茨城市中郷町石岡地先の新江堰管理橋上流端より下流及び北茨城市中郷町松井地先の孝行橋下流端から高萩市横川 1521 番地 4 の漁場基点第 14 号の 1 から 191 度 48 分 36 秒（真方位）の線までの大北川並びに北茨城市磯原町豊田地先の鬼越橋上流端より下流及び北茨城市華川町白場地先の豊駒橋下流端より上流の花園川	6 月 1 日から 12 月 31 日まで
コロガシ釣 （ガラ針釣）	大北川の本支流及び花園川の本支流	1 月 1 日から 5 月 31 日まで
	北茨城市中郷町石岡地先の新江堰管理橋上流端より下流及び北茨城市中郷町松井地先の孝行橋下流端より上流の大北川並びに北茨城市磯原町豊田地先の鬼越橋上流端より下流及び北茨城市華川町白場地先の豊駒橋下流端より上流の花園川	6 月 1 日から 12 月 31 日まで

2 前項に定める組合の指示する区域及び期間は、組合事務所又は現場に表示するほか、組合のウェブサイト（広報紙）で公表するものとする。

（全長の制限）

第 6 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	15センチメートル
ふな	15センチメートル
うなぎ	23センチメートル
わかさぎ	7センチメートル
うぐい	10センチメートル
あゆ	10センチメートル
はぜ	7センチメートル
やまめ	15センチメートル
いわな	15センチメートル

(釣又はすくい網の遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 釣又はすくい網によって遊漁を行う場合の遊漁料の額は、第 1 表のとおりとする。

第 1 表 釣又はすくい網の遊漁料

魚種	漁具漁法	遊漁料 (円)	
		当日券	年間券
あゆ、やまめ、いわな	手釣	2,000 [500]	10,000 [2,500]
	竿釣 (竿の数は 1 本に限る)		
	たも網、さで網		
あゆ、やまめ、いわな以外の魚種	手釣	600 [200]	6,000 [1,500]
	竿釣 (竿の数 3 本以内の場合)		
	たも網、さで網		
備考 [] 内は、中学生徒及び肢体不自由者に適用する。ただし、本項の適用を受ける肢体不自由者にあつては、第 2 条の申請をする際に障害者手帳を提示しなければならない。			

- 前項の規定にかかわらず、未就学の幼児及び小学校児童に対する遊漁料並びに 75 歳以上の者に対するあゆ、やまめ、いわな以外の魚種に係る遊漁料は、無料とする。
- 第 1 項に定める釣に係る遊漁料 (あゆ、やまめ、いわな以外の魚種) のうち釣竿にあつては、同一人が同時に 4 本以上の竿を使用するときは、4 本目から 1 本につき 200 円の加算金を付加して徴収する。
- 遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、若しくは組合が指定するオンラインシステム (以下「オンラインシステム」という。) によって、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200 円の加算金を併納しなければならない。なお、オンラインシステムによって納付できる遊漁料の対象魚種は、あゆ、やまめ、いわなに限るものとする。

第 2 表 遊漁料徴収場所

あゆ・やまめ・いわなに関する遊漁料	
事務所等名称	住所
(1) 大北川漁業協同組合事務所	北茨城市磯原町豊田 406-1
(2) 上州屋北茨城店	北茨城市関南町神岡下字北浜田 333-1
(3) セブンイレブン北茨城磯原 1 丁目店	北茨城市磯原町磯原 1-97
(4) コンビニエンスモンパリーかながわ	北茨城市磯原町木皿 922
(5) ヤマザキショップハナカワうさみ	北茨城市華川町上小津田 82-1
(6) ファミリーマート高萩インター店	高萩市上手綱 3270-1
(7) 高萩ユーフィールド	高萩市下君田 682
あゆ・やまめ・いわな以外に関する遊漁料 (雑魚券)	
末尾の別表のとおり	

- 第 1 項に定める遊漁料を納付した者は、あゆ、やまめ及びいわなについては、第 3 表に掲げる漁場のうち組合が管理する茨内共第 17 号共同漁業権漁場の全部又は一部において、あゆ、やまめ及びいわな以外の魚種については第 3 表に掲げる漁場の全部又は一部 (ただし、さくらますについては茨内共第 13 号及び第 15 号を除く。) において遊漁を行うことができる。
- 組合は、自己の管理する漁場において、他の地区の組合が交付した遊漁証 (あゆ、やまめ、いわな、うぐい以外

の魚種) を所持している遊漁者に対して、その者が竿数 4 本以上使用しているときには、第 4 項に規定する加算金を課する。

7 第 1 項の規定にかかわらず、組合が開設する特設漁場で遊漁をしようとするときは、組合が知事の承認を得て定めた特殊遊漁料を納付しなければならない。

第 3 表 遊漁を行うことのできる漁場

漁業権番号	漁場
茨内共第 2 号	茨城県神栖市のうち高浜から太田に至る地先の利根川及び同市賀から太田に至る地先の常陸利根川 (詳細) 次の基点第 2 号とアとを結んだ線より上流の神栖市地先の利根川及び常陸利根川の区域における茨城県水面 基点第 2 号 茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点 ア 基点第 2 号から 240 度 55 分 (真方位) の線と利根川右岸との交点
茨内共第 3 号	茨城県内の谷田川 (牛久沼を含む。)、西谷田川及び稲荷川 (詳細) 茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川 (牛久沼を含む。)、西谷田川及び稲荷川の区域
茨内共第 4 号	茨城県内の小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流並びにそれらに連なる水路 (詳細) 次の基点第 4 号とアとを結んだ線から上流栃木県境までの小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流の区域並びに福岡堰土地改良区、岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する水路の区域。ただし、茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川を除く。 なお、茨城県常総市上蛇町及びつくば市大字上郷字仕出地先の小貝川廃川は、本区域に含まない。 基点第 4 号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の小貝川左岸に設置された国土交通省キロ杭 0.00 ア 基点第 4 号から 292 度 (真方位) の線と小貝川右岸との交点
茨内共第 5 号	茨城県内の鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流 (詳細) 次のアとイとを結んだ線から上流栃木県境までの鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流の区域 基点第 5 号 茨城県守谷市野木崎地先の鬼怒川左岸に設置された国土交通省キロ杭 96.0 ア 基点第 5 号から 212 度 (真方位) 距離 303 メートルの点 イ 基点第 5 号から 197 度 (真方位) 距離 213 メートルの点
茨内共第 6 号	茨城県内の飯沼川 (菅生沼を含む。)、東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川 (詳細) 飯沼川 (菅生沼を含む。) の区域における茨城県水面並びに東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川の区域

茨内共第 9 号	茨城県内の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）並びに旧小貝川の廃川 （詳細）茨城県稲敷市地先の新利根川河口（同市上須田地先の新利根川河口水閘門）から上流の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）の区域並びに旧小貝川の廃川の区域
茨内共第10号	茨城県内の小野川及び乙戸川並びにそれらの支流 （詳細）茨城県稲敷市地先の小野川河口（同市古渡地先の古渡橋下流端）から上流の小野川及び乙戸川その他の支流の区域
茨内共第11号	茨城県稲敷市六角、結佐及び西代地先の利根川 （詳細）次の基点第15号とイとを結ぶ線から下流の茨城県稲敷市地先の利根川の区域における茨城県水面 基点第15号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交点 イ 基点第15号から352度（真方位）の線と利根川左岸との交点
茨内共第12号	茨城県土浦市、つくば市、桜川市、筑西市地先の桜川及びその支流 （詳細）次の基点第16号と基点第17号とを結んだ線から上流の桜川及びその支流の区域並びにつくば市筑波土地改良区、つくば市松塚土地改良区、新治土地改良区及び桜川市土地改良区が管理する水路の区域 基点第16号 桜川河口（茨城県土浦市港町地先）左岸の国土交通省河川管理境界標識 基点第17号 桜川河口（茨城県土浦市河原町地先）右岸の国土交通省河川管理境界標識
茨内共第13号	茨城県内の那珂川及び緒川その他の那珂川の支流（涸沼川を除く。） （詳細）次の基点乙とアとを結んだ線から上流栃木県境までの那珂川及び緒川その他の支流の区域。ただし、基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川を除く。 基点乙 那珂湊漁港取付護岸に設置した標識 基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端 ア 基点乙から128度（真方位）の線と対岸との交点 イ 基点第10号から110度（真方位）の線と対岸との交点
茨内共第14号	茨城県内の涸沼川（涸沼を含む。）及びその支流 （詳細）次の基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川（涸沼を含む。）及びその支流の区域 基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端 イ 基点第10号から110度（真方位）の線と対岸との交点
茨内共第15号	茨城県内の久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに久慈川廃川並びに茂宮川及びその支流 （詳細）次の基点第11号と基点第12号とを結んだ線から上流福島県境までの久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに常陸太田市粟原地先の久慈川廃川の区域。ただし、竜神ダムより上流の竜神川を除く。 基点第11号 茨城県日立市留町地先の日立港南防波堤屈折部頂点 基点第12号 茨城県那珂郡東海村豊岡地先の久慈川導流堤突端

茨内共第17号	<p>茨城県内の大北川及び花園川その他の大北川の支流並びにそれらに連なる水路 （詳細）次のアとイとを結んだ線から上流の大北川及び花園川その他の支流並びにそれらに連なる水路の区域。ただし、次の基点第14号の1から191度48分36秒（真方位）の線と基点第14号の2から191度48分36秒（真方位）の線との間の大北川の区域を除く。</p> <p>基点第14号 茨城県北茨城市磯原町磯原地先の天妃山に設置された三等三角点 基点第14号の1 茨城県高萩市大字横川1521番地4に設置した標柱 基点第14号の2 茨城県高萩市大字横川1534番地3に設置した標柱 ア 基点第14号から285度（真方位）49.7メートルの点 イ 基点第14号から267度（真方位）57.0メートルの点</p>
---------	---

（その他の場合の遊漁料の額及び納付方法）

第8条 釣又はすくい網以外の方法によって遊漁を行う場合の遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料（円）	
		当日券	年間券
うなぎ	置き針、穴針、つくし	300	2,000

2 遊漁料は、組合事務所に納付するものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、第7条第4項又は前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム若しくは漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、大声、喚声、投石、水中のかくはん等漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示及び第7条に規定する遊漁料及び加算金の徴収を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

付 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

別表 遊漁料徴収場所

1 漁業協同組合事務所等	
事務所等名称	住 所
(1) 常陸川漁業協同組合事務所	神栖市日川3744
(2) 牛久沼漁業協同組合事務所	牛久市南 6 - 6 - 3
(3) 鬼怒利根漁業協同組合事務所	常総市内守谷町1863
(4) 小貝川漁業協同組合事務所	つくばみらい市東櫛戸240 - 1
(5) 関東漁業協同組合事務所	常総市水海道山田町935
(6) 鬼怒小貝漁業協同組合事務所	筑西市女方107 - 3
(7) 新利根漁業協同組合事務所	稲敷市江戸崎甲4368 - 5
(8) 桜川漁業協同組合事務所	つくば市松塚470
(9) 霞ヶ浦漁業協同組合事務所	行方市玉造甲1560 - 6
(10) 那珂川第一漁業協同組合事務所	水戸市東大野32 - 3
(11) 那珂川漁業協同組合事務所	東茨城郡城里町石塚1684 - 1
(12) 大湫沼漁業協同組合事務所	東茨城郡茨城町下石崎1652
(13) 久慈川漁業協同組合事務所	常陸大宮市塩原2356 - 5
(14) 大北川漁業協同組合事務所	北茨城市磯原町豊田406 - 1
(15) 茨城県内水面漁業協同組合連合会事務所	水戸市三の丸 1 - 1 - 33 (すいさん会館 4 階)
2 釣具店等	
店名等	住 所
(1) 上州屋勝田店	ひたちなか市東石川2762 - 3
(2) 上州屋日立店	日立市水木町 2 - 26 - 1
(3) 上州屋つくば店	つくば市松代 1 - 7 - 1
(4) 高橋売店	水戸市笠原町978 - 5 (県庁舎 1 階)
(5) 上州屋北茨城店	北茨城市関南町神岡下字北浜田333 - 1
(6) ヤマザキショップハナカワうさみ	北茨城市華川町上小津田82 - 1
(7) セブンイレブン北茨城磯原 1 丁目店	北茨城市磯原町磯原 1 - 97
(8) 鮎の店山水	久慈郡大子町袋田淵の上3464
(9) 菊池釣具店	久慈郡大子町袋田2078
(10) 芋の里	久慈郡大子町頃藤515 - 1
(11) つり道楽	久慈郡大子町池田2676 - 8
(12) セブンイレブン大子池田松沼店	久慈郡大子町池田2815 - 1
(13) セブンイレブン大子池田北店	久慈郡大子町池田41
(14) ヤマザキYショップ大子西金店	久慈郡大子町西金118 - 3
(15) 久慈川漁協組合員宅	久慈郡大子町川山1015 - 2
(16) 久慈川漁協組合員宅	久慈郡大子町下野宮2310
(17) 久慈川漁協組合員宅	久慈郡大子町下野宮2429 - 1
(18) 久慈川漁協組合員宅	久慈郡大子町下野宮2423 - 2
(19) 久慈川漁協組合員宅	久慈郡大子町下野宮3037

⑳ うめ吉	久慈郡大子町川山69
㉑ 丸信ドライブイン	常陸大宮市舟生1003
㉒ つり具のむさし	常陸大宮市抽ヶ台町904-13
㉓ 大黒屋	常陸太田市東二町2254-2
㉔ なかのや	常陸大宮市野田1836
㉕ 橋本屋	常陸大宮市野口1437-1
㉖ 小林釣具店	東茨城郡城里町石塚1436
㉗ ホロルの湯売店	東茨城郡城里町下古内1829-3
㉘ キャスティング水戸店	水戸市元吉田町1322-1
㉙ ジャイアント水戸南店	水戸市元吉田町荒谷1012-11
㉚ 上州屋水戸店	水戸市笠原町1250
㉛ 西山釣具店	常総市水海道諏訪町3014
㉜ 上州屋キャンベル谷和原店	つくばみらい市絹の台2丁目15-1
㉝ 上州屋牛久店	牛久市上柏田4-19-8
㉞ たまやボート	牛久市新地町57
㉟ 吉乃屋ボート	つくば市森の里1095-6
㊱ 一竿堂釣具店	取手市取手2-11-9
㊲ 共栄釣具店	土浦市荒川沖161-14
㊳ 増山釣具店	竜ヶ崎市若柴町3054-1
㊴ 我孫子屋釣具店	取手市藤代2034-25
㊵ キャスティング土浦店	土浦市田中2-12-6
㊶ つり将	利根町羽中515
㊷ 松屋	稲敷市上須田2916
㊸ 釣具のひらた	稲敷市江戸崎3278-9
㊹ ワールドバスソサエティー	稲敷市美浦村舟子33
㊺ 霞ヶ浦漁協組合員宅	土浦市今泉1482
㊻ キャスティングつくば店	つくば市学園南3-16-5
㊼ プロショップランカーズ	土浦市小松1-15-3
㊽ 霞ヶ浦漁協組合員宅	稲敷郡阿見町若栗1957-1

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)